

午前10時3分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成13年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。なお、12番 北出寧啓君からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番 島原正嗣君、17番 角谷英男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第10号 泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第10号に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会副委員長市道浩高君。

産業建設常任副委員長（市道浩高君） 議長から報告の旨の御指名を受けましたので、ただいまから過日の本会議において本常任委員会に付託を受けました議案第10号、泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、その審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。なお、審査の結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査結果報告書のとおりでありますので、御参照願います。

それでは、審査の概要を申し上げます。

本常任委員会は、去る3月15日、委員及び関係理事者の出席のもと開催いたしました。なお、当日は、北出委員長におかれましては病氣療養中のため出席が不可能でございましたので、私副委員長が委員長の職務を務めさせていただきました関係上、これより報告をさせていただきます。

今回、提案されている条例案の中身の概要は、府営水道料金の改定に伴う受水費の増加及び消費税の未転嫁による税負担等を要因とする財政的負担を軽減するため、水道料金の改定及び消費税の転嫁措置を行い、あわせて給水装置工事に係る手数料額の格差を是正するために、当該手数料の算定方法を従来の設計金額による方法から、使用給

水管の区分に応じた定額制への変更を行いたいとのことであります。これを受けて質疑に入りました。

その中で、まずこれまでの水道料金に対する消費税の転嫁問題について種々議論されてきているが、当時なぜ消費税を徴収しなかったのか。そのときは市民に負担をかけないようにとのことであったと思うが、今となればこれが問題であり、そのことを反省しなくてはいけないと思うが、これについての考えを示されたいとの問いに、消費税の導入については、当時の時代背景では十分理解が得られにくいこともあり、当時の消費税3%を市民に転嫁することを極力先延ばしとの考えのもと、本来は消費税を速やかに負担してもらうべきであったが、それができずに今日に至ったとのことでした。

また、その後消費税が5%と改正され、このままではより大きな負担となり、今回の条例改正で消費税については外税として負担してもらったものとしたもので、税は税として負担をしていただくことが一番適切ではないかとのことであり、その点市民の理解をいただきたいと考えているとのことでした。

この答弁を受け、消費税という趣旨からいって、市民のためということがあったにせよ、当時転嫁をしておればこういうことにならず、今後、事水道の問題のみに限らず、行政としては決断すべきことは決断し、市民にその理由を明確に示して理解を求めるという姿勢を示していくべきであるとの指摘がありました。

次に、今回の値上げについては、市民に大きな負担となると思うが、それを理解していただくために、今後どのような行政サービスの提供を行っていくかと思っているのかとの問いに、市民へのサービスについては、当局としては安全な水を安定に供給していくことが最大のサービスであり、その中において特に配水量に対する自己水比率25%は、今後ともその水量の確保を図るとともに、自己水の増量に最大の努力を傾注していくことが市民へのサービスにつながるものと考えているとのことでした。

あわせて、自己水の確保の問題で、河川におけ

る水利との協議において一定量ふやせるような話し合いが可能なのかとの問いに、現在の金熊寺川の取水許可水量は2,850トンであり、これについては、河川の一番水の少ない時期の水量を基準にして、水利権のある用水使用水量及び河川の維持水量を除いた余剰分として2,850トンの許可水量であり、その増量を求めるとなると河川の用水使用者の同意が必要であり、1つの方法論として、府より管理委託を受けている堀河ダムの用水の目的を妨げない範囲であれば使用が可能とあるが、これについても金熊寺川下流の水利関係の同意が前提ということであり、これからは取水制限されている水量の増量を求めるために、地元水利組合との協議を行っていききたいとのことでした。

また、自己水については、昭和33年当時の2,850トンに関する協定書等があるのか、あわせてその計算書があれば示されたいことと、水田の受益面積はその当時と比べてどの程度変わってきているのかとの問いに、昭和33年当時の取水に係る書類については、その関係書類は現在はないとのことであり、またその取水量については、六尾浄水場が信達町時代に築造され、そのときの許可水量が2,850トンとなっており、その当時の既得権として許可を得ているとのことでした。

また、水田面積については、昭和53年当時においては531ヘクタールで、平成11年末では408ヘクタールとなっており、水田面積としては123ヘクタール減少しているとのことでした。

次に、この条例案が可決されると、その実施時期が7月1日からということであるが、7月という夏場で水の使用量が一番多い時期であり、市民にとってはさらに負担増となると思うものであり、一定この時期をずらして実施するという意思はないのかとの問いに、周知期間、事務手続等を考えるとき、時期については今回提案をしていることに理解をしてほしいとのことでした。

次に、自己水については、平成元年においては230万トン、平成11年には97万トンと40%も減ってきており、また水田面積がこの20年間にあって25%減少してきているが、反面府営水道が1.6倍に増加し、そのことが水道料金に大きな負担となっており、水田面積が減り、自己水

の取水量がふえるべきところが一方的に減ってきていることが問題であり、その取水量の根拠をせとの問いに、府の見解としては、今までの既得権があるための許可であるが、それを増量ということになれば、その根拠を明らかにしなければならないとのこと、その根拠ということについては、10年、20年の過去のスパンにおけるものとなるので非常に困難となり、現行の許可水量に対する根拠については、金熊寺川の状況を考慮すれば、農業用の水量、河川における維持水量があり、その余剰水としての2,850トンの許可で、具体的な根拠がないとのことでした。

ちなみに、河川における水利、取水の問題については、河川法に基づいて許可されており、その許可権者は府知事であり、河川法については権限の強い法律であるとのことであり、その中で水道等については、河川の占有者となり、法により許可を得なければならないので、取水量を増量するには当然地元の水利関係者の同意、河川の本来の水量等の調査を行い、増量でき得ることを理論的に明らかにしないと、許可変更ということは難しく、簡単にいかないとのこと、その許可水量2,850トンについては長い経過もあり、その上で調査並びに地元水利の理解を得た上で、府の方をお願いをしていきたいとのことでした。

この答弁を聞く中であって、地元と協議し理解をいただいて、自己水の増量が図れるということになれば、大阪府に対して協議もあると思うので、府に対し強く要請していただきたいとの意見がありました。

次に、水道料金に関し、料金を改定し、もし将来黒字になれば、その時点で料金の値下げということが考えられるのかとの問いに、今回の改正案で推移すると、今後3年9カ月で黒字に反転し、平成16年度には約800万円程度の黒字を見込んでいるが、その後経営収支が好転し市民に還元できればいいが、必ずしもそうとは言い切れず、やはり今後は一定のスパン、例えば5年程度ぐらを目安として料金の見直しをしていくべきと思っているとのことでした。

さらに、今回のアップ率が大き過ぎると思うが、その原因の1つとして府営水の値上げもあり、こ

れについては、受益者負担という点ではやむを得ないが、消費税については、当然負担することが当たり前のことであり、5%に改正されたときにその措置をしておけば問題とならなかったと思うが、この点も今回の改正率を上げる原因ともなっているが、これをもう少し緩やかにするという考えはできないのかとの問いに、府営水道については、昨年10月から1立方メートル当たり13円60銭改正され、改定率にして18.26%であり、消費税についても今まで転嫁していなかったということで、今回外税として5%の負担を願い、合わせると市民に大きな負担増となるが、片や現在まで企業努力を行ってきたが、今回やむを得ず平均25%アップの改正であるが、この条例案で御理解願いたいとのことでした。

また、平成10年度における第7次拡張事業の見込みで、りんくうタウンにおける水道の収入が見込めないということで大幅に修正されているが、りんくうタウンに対するその事業により、今日なお毎年1,000万円ずつの減価償却費がふえており、そのことが大きな負担となって水道料金にはね返っているやに思うが、その点どうかとの問いに、平成元年の7次拡張の計画時には、給水人口7万7,800人、最大給水量3万6,700トンで想定して、その後平成11年の事業変更認可時には、現実的な数値として給水人口を6万5,900人とし、また最大給水量3万3,000トンに修正したものであるとのことで、計画当時は関西国際空港が平成6年に開港し、経済情勢についても非常に好調な時期でもあったので一定の伸びを見たものであるとのことで、その減価償却についても、りんくうタウンにおける水道の施工に関しては、占用物件であるので道路法の許可を得なければならぬものであるが、道路舗装前に施工することにより工事経費が安価に施工でき、より有利に施工できたが、現在りんくうタウンの分譲が不調であり、当初見込みと大きなギャップが生じているとのことでした。

次に、水道における有収率に関する有効水量と無効水量について、その関係を示せとの問いに、有効水量と無効水量の関係については、有効水量は有収水量として水道料金の徴収基礎となる水量

であり、また有効無収水量は水道量水器で計測できない、例えば水道工事において給水するに当たり、配水管の洗管に要する水とか、消火栓の使用に要した水等であるとのことでした。また、無収水量は一般的に言う漏水によるものであり、配水管及び家庭への引込管の漏水等により損失した水量であるとのことであり、無効水量と無収水量を合わせて損失水量として記載しているとのことでした。

次に、本市の有収率は88.9%であり、他市と比較すると率が低く、その改善についての抜本的な対策を示されたいとの問いに、有収率は漏水と大きく関係があり、漏水に対する抜本的対策については、毎年漏水調査を実施し、改善に努めているとのことであるが、その調査による漏水の主なものは、配水管や給水管の接続部分の漏水や制水弁等バルブ関係での漏水が大部分を占めており、これら発見した漏水については即修理に努め、有収率の向上に努力しており、あわせて老朽管の布設がえ、石綿管の更新等を積極的に進め、漏水の改善に努めていきたいとのことでありました。この有収率については、率を上げることは容易なことではないが、アップに向け行政努力を促す意見がありました。

次に、低所得者及び老人世帯等に対する福祉施策の一環として、福祉料金の実施について市の取り組みと今後の施策展開について考え方を示されたいとの問いに、福祉料金については、これにかかる費用は一般会計から繰り出しを考えており、今後検討を重ね、7月までには一定の方向づけができるよう努力をしてまいりたいとのことでした。

次に、大阪府の問題であるが、府営水道における高度浄水処理費用として年間880億円支出し、国庫補助等がなく借入金や水道料金で賄っており、その負担を各市町村に対し水道料金として転嫁されているが、これの解消に向け要望を行うべきと思うが、その点どのように考えているかとの問いに、企業会計であるので原則的には企業の収支において処置すべきであるが、その中において国に負担を求めることがあれば、今後は上部団体と連携しつつ要望してまいりたいとのことでありました。

しかし、この高度処理によりカビ臭等が改善されたことは一定の成果があり、今後ともよい水を安心して飲んでもらえるよう万全を期していきたいとのことでありました。

以上が本件に対する質疑の主なものであります。

かくして討論、採決の結果、討論はなく、採決の結果、賛成多数でもって原案を可とすることの決定がなされました。

以上が本常任委員会に付託を受けました議案第10号に対する審査の結果の報告といたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの委員長長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

———質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

———成田君。

18番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、議案第10号に対し反対討論をします。

反対理由その1は、年間平均25%、総額2億9,000万の値上げは、市民生活を大きく圧迫するからであります。大人2人、子供2人の4人家族で年間8,172円、老齢福祉年金1カ月3万3,444円で暮らしている高齢者にとっては、生活を直撃します。一体何を節約できるのでしょうか。さらに、この不況でお客さんが減っている中、水を多く使う業者にとって、この値上げはますます商売をしんどくさせる何物でもありません。

反対理由その2は、今日の水道会計の赤字の原因は、りんくうなど空港関連事業を当てにし、総額48億円すべて借金の事業費をつぎ込む1987年から始まって2003年を終了年度とする第7次拡張事業の水道需要見込みの違いであります。当初計画では2000年度の人口7万5,000人、料金収入15億円としましたが、これはりんくう開発などの失敗で完全に見込み違いとなりました。第7次拡張事業は1998年に再度見直しをしましたが、この見直しもまた不況と人口の伸び悩みなどの見込み違いを起し、見直し計画では1999年の1日最大配水量を3,400トン、2003年度には3,300トンとしましたが、実際は2,804トン、3万400トンと修正しています。これだけでも年間平均9%から13%と、年間9,

000万から1億数千万円の料金の収入不足となります。このようなずさんな水道経営が今日の赤字の原因の大きな要因であります。

なお、7次拡張事業に伴う減価償却は、りんくうタウンで年間3,000万円を含めて、この10年間毎年1,000万円増加しています。これもまた水道経営を圧迫する原因の理由となっています。本来1998年に拡張事業を見直したときに、水道部は思い切って拡張事業を縮小すべきでありました。

反対理由その3は、自己水の確保についてであります。市民の立場に立ったのではなく、府の言いなりのままになっていることでもあります。市は1998年まで生産原価の安い自己水を金熊寺より1日多いときは7,000トンから5,000トン取水してきましたが、それが平島市政から向井市政になった14年間に、実に1日7,000トンから1999年には2,850トンと激減しました。1999年には府の指導で一挙に1日5,000トンから2,850トンと減少し、新たに府営水を年間5,000万円以上買うことになりました。

ちなみに、泉南市の水田耕作面積は、この20年間に25%減少しています。市は、もっと市民のことを考えて地元と話し合いをするとともに、府と交渉して自己水をふやすべきであります。結果的には、市は府営水の赤字減らしに協力したのではないかと思われても言い過ぎではないでしょう。

反対理由その4は、水道の有収率の低さであります。この10年間88%から90%と市税の徴収率に負けずとも劣らず、府下最低の有収率であります。府下平均92.5%に上げただけでも年間4,200万円の増収となります。もっと真剣に有収率を改善すれば、水道料金の値上げ幅を少しでも低く抑えることができるのではないのでしょうか。

反対理由その5は、りんくうタウンなど大企業優先の大規模開発の失敗で、赤字となった府営水の値上げに安易に追随することでもあります。さらに、年間850億円もかかる高度浄水費のうち国が負担すべき190億円についても、国に求めるべきものは要求すべきであります。なお、府営水に多く依存している市町村に負担を転嫁すべきで

はありません。市は府に対して厳しく主張すべきであります。

最後に、市長は、低所得者に対する福祉料金制度については7月までにめどを立てたいと述べていますが、それについては、現実的なものにするには、早急に財源を含めて具体的に明らかにすることを求めて討論を終わりたいと想います。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） ただいま提案されました水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について反対の御意見を申し上げますので、御賛同をよろしく願いたいと思います。

この問題は、先ほどの討論の中でも数字的には詳しく申し上げられましたので、私はこの問題が市長の政治家としての市民の立場に立って、この間水道事業にきちっと当たってこなかった原因がここに出ておるということを指摘せざるを得ません。建設以来、六尾浄水場は、市が出していただきました資料によりまして、1日8,450トンという施設がつくられておるわけであります。

このことからいっても、これまで適切でないという部分もあったかもしれませんが、金熊寺川から水を、市が示した資料によりまして、平成元年度では230万立米取ってずっと続いてきたわけですが、11年度になって激変をして97万3,000トンということにしたわけがあります。

一体この間に府に対して、今回市長が理論的に数字を示して取水量のアップを図っていくということを表明されましたが、このことがなぜ今まできちっとされなかったのか、このことが大いに問題であります。市長が変われば、これほど対応が変わるのかと思わざるを得ない部分もあるわけがあります。これまで多くとってきたこともむやみにやってきたわけではなく、きちっとした話し合いをして取水をしてきたということも言われておりますから、そういう点でやはり実際にこの影響はないわけですから、府にきちっとした数字を示してやるのが政治家市長としての務めではなかったかと思えます。

もう1つは、消費税の問題であります。市民の皆さんには、生活関連のどうしても必要なものについては、消費税をかけるべきではないというのは国民の多くの声でありましたし、そのことが議会の議論も通して市としてはそういう判断をした、そういうことが重要であります。このことは当然筋道からいえば、国の方にこういう水道料金には消費税をかけるなという政策変更を迫るというのが市長としての大きな仕事ではなかったでしょうか。

この間そういうことにきちっと行動してこなかったことも我々にはよく見えておりません。むしろ委員会の答弁の中でも、本来かけるべきであったというような、今までやってきた市の行政判断を否定するような答弁がありました。私は、これは議会に対しても大変重要な現在の向井市政の姿勢だろうと思えます。議会を通してこういう消費税をかけないということを政策決定したということは、そのことが正しいと判断をしてやってきたのではないのでしょうか。

福祉料金が議論になっておりますが、こういう政策的な費用については、当然独立会計でありますから、一般会計から補てんをするというのは当然でありましょう。そういう独立会計の会計の中で、その政策決定部分を負担させるということは、市民に対してはうそをついたことになるのではないのでしょうか。実際市民が払っておった水道料金から消費税をとらないといったその消費税を国に対して払っておったということは、市民にとってはだまされたと思うのは当然ではないでしょうか。そういうようなことがきちっとされてくるならば、今日の値上げというようなものは私は回避できたと思えますし、すべてが回避できたと言わないまでも、今示されたような約25%の値上げをしなくても済んだのではないのでしょうか。

市民の中には、泉南市の水道料金は高いという感じを持っていないことは、私もいろいろ聞いております。しかし、公共料金が全体に対して高いという思いについては、議会としても行政としてもこたえていかなければならない。そういうようなことを考えますとき、私は公共料金というのは相対的にもっと下げていかなければ、私たちの生

活は大変苦しいのではないのでしょうか。そういう点では、この至って公共性の高い水道料金については、値上げをせずに努力をしていかなければならない性格だろうと私は思います。

そういう点で、この25%の水道料金の値上げについては、ぜひ議会としても政策的な問題でありますから、この全体の状況を眺めて不況で大変苦しいという、そういう市民生活を考えるなら、公共料金を上げないという、そういう意思表示をやはり議会としてもしていかなければならないと私は考えます。

どうか議員の皆さんの御賛同をいただきたいと、思います。行政がこういう姿勢であるときに、議会がどうするかということは大きく問われておるわけでありますから、ぜひ議会の主体的な御判断をよろしくお願いしたいと、思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 賛成多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第3、議案第15号 平成13年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第22、議案第34号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成13年度泉南市各会計予算20件に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長上山 忠君。予算審査特別委員長（上山 忠君） おはようございます。ただいま議長より報告の旨指名を受けましたので、これより過日の本会議において本予算審査特別委員会に付託を受けました平成13年度大阪府泉南市一般会計予算を初めとする各会計予算の計20件の新年度予算につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、議決の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査に付されております平成13年度各会計予算につきましては、過日3月14日の本会議において付託され、3月16日から3月23日までのうちの5日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと開催し、新年度予算の各分野において慎重なる審査を行いました。

また、審査に際しましては、各委員から広角な範囲で熱心な質疑がありましたが、質疑の詳細部分は一定省略するとともに、予算書と同時に提出されております別冊の予算に対する主要施策の説明資料書に掲げられている部分と重複した質疑についても省略しておりますので、御了承願います。

それでは、これより順次会計別に区切って御報告申し上げます。

まず初めに、一般会計分の歳入部門から審査の概要を報告いたします。

ここではまず、平成13年度予算における市民税の個人分及び法人分、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の現年課税分及び滞納繰越分の積算根拠について示せとの問いに、まずこれらの税の現年課税分については調定額ベースで、個人市民税については、景気の動向を勘案した上で積算を行い、対前年度比で約8,900万円の減額を見込んでおり、また法人市民税については、対前年度比で約1億3,000万円の増額を見込んでいますが、これは企業の経営努力によるものではないかと考えているとのことでした。

次に、固定資産税についてであるが、まず土地分については、対前年度比で約1億4,000万円の減額見込みで、その主な理由としては地価の下落によるものであり、また家屋分については、対前年度比で約6,600万円の増額を見込んでおり、その主な理由としては、時限立法である関西国際空港への特例による税の軽減措置が終了し、満額課税されるためであり、さらに償却資産については対前年度比で約5,800万円の増額を見込んでおり、その理由としては、関西国際空港において

給油タンクが2基増設されたためであるとのことでした。

次に、特別土地保有税については、対前年度比で300万円の減額を見込んでおり、その理由としては、この税の課税対象となるのは土地を保有してから10年間であり、10年を超えるものについては課税対象外となり、平成13年度における課税対象の法人が1社になったためであるとのことでした。

次に、都市計画税については、固定資産税の土地と連動しているため、約2,400万円の減額を見込んでいるとのことでした。

こうして算出された調定額におおのこの税において予測される徴収率を乗じて算定しているとのことでした。

また、滞納繰越分については、平成12年度におけるそれぞれの税に対する決算の見込みを行った上で、平成13年度へ繰り越される滞納額を算出し、その滞納額に対し予測される徴収率を乗じて算定しているとのことでした。ちなみに、平成13年度における徴収率については、現年課税分で97.5%、滞納繰越分で19.2%を見込んだ上での計上をしたとのことでした。

これに対して、平成13年度における滞納繰越分の徴収率については19.2%ということだが、この率については他市と比べてどの程度のところに位置するのか示せとの問いに、これについては、高石市以南の阪南8市においては中間くらいに位置するとのことでした。ちなみに、平成12年度の2月末日における徴収率については、前年度の徴収率と比較して0.24%アップしており、このアップの状態を維持できるよう今後も努力していきたいとのことでした。

次に、本市における高額滞納者は何件あり、滞納額はどの程度あるのか示せとの問いに、これについては件数で27件、滞納額は約9億9,000万円であるとのことでした。

これに対して、この27件の高額滞納者に対する徴収の取り組みについて示せとの問いに、この27件については、まず証券受領による納付が3件、滞納額で約2億円あり、これらについては期日になれば決済され、滞納額については確実に減

っており、少し時間はかかるが完納してもらえると考えているとのことでした。

また、分納によるものが11件、滞納額で約4億1,000万円あり、これらについては、時間がかかるが、途切れることのないよう納付督促をし、1年ごとの更新時には分納額を増額すべく鋭意交渉していきたいとのことでした。

また、納税交渉中のものが4件、滞納額で約1億1,000万円あり、これらのうち1件については現在国税を分納中であり、国税の分納が終了する本年5月から本市にも納付を開始することになっており、別の1件については本年3月中に納付する予定であり、残りの2件については精力的に納税交渉を進め、これが収納できるよう鋭意努力していきたいとのことでした。

また、公売予定のものが2件で、滞納額で約6,000万円あり、これらについては、売却代金で回収する予定であるが、すべてが私債権に優先していないため、2件で約4,400万円の回収を見込んでいるとのことでした。

また、裁判所に交付要求をしているものが5件、滞納額で約9,000万円あり、これらについては、競売を申し立てている債権者に対して債権劣後しているため、競売が成立すれば本市には配当がないが、任意売買になれば本市に対しても幾らか納付され、差し押さえ解除という形になるとのことでした。

また、執行停止予定のものが2件、滞納額で約1億2,000万円あり、これらについては、滞納している会社を調査したところ休業中であり、また責任者も所在不明であり、市としては担税力がないと判断し、執行停止という結論に至ったわけであるが、この結論に至るまでには、市としてもあらゆる要因について慎重に分析、チェックを行い、調査に調査を重ねてきたところであるとのことでした。また、執行停止を行っても、その後3年間は地方税法第15条の7第4項に基づき市税を徴収できる体制をとっており、その間においても担税力がないと判断されたときに、市の債権としての市税が消滅するということになっているとのことでした。

次に、ゴルフ場利用税交付金について、その内

容を示せとの問いに、これについては、都道府県がゴルフ場の利用行為に対して課税をし、その収納額のうち10分の7がゴルフ場の所在地の市町村に交付されるものであるとのことでした。ちなみに、この交付金についてはここ数年減少傾向にあるが、その理由としては、ゴルフ場の利用者が減少しているためではないかと考えているとのことでした。

次に、地方交付税について、中期的財政収支見通しの中では、平成13年度においては約27億円の収入を見込んでいたようだが、平成13年度当初予算では17億円となっており、かなりの差があるように思われるが、この点について説明せよとの問いに、これについては、本年度から地方交付税の制度が変更され、従来は地方交付税で対応していたものの一部を臨時財政対策債という市債の発行で対応しており、本年度においては、この市債で3億円の予算を計上しているところであり、地方交付税17億円と合計した20億円が従来の地方交付税ということになるとのことでした。

また、中期的財政収支見通しの中で、平成13年度における地方交付税を約27億円見込んでいることについては、今後予算の補正等を行っていく中で、ある程度の留保財源も必要ではないかと考えた中での見込み額であるとのことでした。

次に、庁内食堂使用料について、本年度の使用料は月額1万円となっているが、以前は月額5万円であったように思われるが、使用料を減額した理由を示せとの問いに、これについては、堺市以南の9市4町について調査を行ったところ、その中で庁内食堂がある自治体は9市1町あり、そのうち使用料を徴収しているところは本市と阪南市と岬町だけであり、他については職員の福利厚生という位置づけで使用料を減免しており、そういった状況を踏まえて、本市においては月額5万円であった使用料を月額1万円に減額したものであるとのことでした。

また、この使用者は弁護士を介して自己破産の手続きをとっており、本市としては顧問弁護士と相談しながら、これに対する対応策を検討しているところであるとのことでした。

これに対して、この使用者については使用料の

滞納があったように思われるが、それに対する処理の仕方を含め、今後の市の対応策について具体的に示せとの問いに、この使用者については、自己破産の申し立てを行っているが、裁判所に提出した免責申請の債務の中に本市の使用料の滞納額は含まれておらず、請求できるので請求していきたいとのことでした。

また、この使用者に対する今後の対応としては、庁内食堂の使用許可の取り消し、退去も含めて市の顧問弁護士と相談しながら対応策を検討していきたいとのことでした。

次に、財産売却収入について、その内容を示せとの問いに、これについては、旧市営住宅である長岡住宅5戸、つつじヶ丘住宅2戸、国市場住宅1戸、佐田住宅1戸の4住宅で合計9戸の売却による収入であるとのことでした。

次に、緊急地域雇用特別補助金について、その内容を示せとの問いに、これについては、平成11年度から平成13年度の事業として、地域の雇用創出、就業機会の創出を図るという目的のもとに、国から大阪府に交付され、大阪府から各市町村に対し市内の人口、有効の求職者数に応じて配分される補助金であり、本市においては、平成11年度から平成13年度の3年間に5,396万8,000円の配分を受け、これを3年に分けて事業を行っており、最終年度の本年度においては、2,229万2,000円の配分を受けているとのことでした。ちなみに、平成13年度に予定している事業としては、小・中学校の植木の剪定や市内の防犯灯の調査等であるとのことでした。

以上が歳入部門における質疑の主な内容でございます。

続いて、歳出部門について御報告申し上げます。このうち議会費については、質疑はありませんでした。

次に、総務費について申し上げます。

初めに、一般管理費の中の清掃委託料について、その委託内容を示せとの問いに、その委託内容として、庁舎玄関ロビー及び各部屋の清掃については毎日実施しており、床面のワックスがけ作業については月1回実施しており、この他廊下、階段、庁舎建物周辺の清掃について委託しているとのこ

とでした。

次に、庁舎管理業務委託料について、その委託内容と契約内容を示せとの問いに、その委託内容として夜間、休日の警備業務、電話交換業務、ごみの収集運搬等であり、契約に当たっては、電話交換業務については特殊性、また警備業務については信頼性が特に要求されるため、随意契約によるものであるが、今後は公平性、透明性を増すように契約について検討を行うとのことでした。

次に、互礼会会場設営委託料について、行財政改革において各種イベント等の見直しも掲げられている中で、互礼会の位置づけを示せとの問いに、互礼会については、行財政改革の中でいち早く取り組んでおり、平成8年から費用を半額に抑え、経費等についても簡素化を行い、最大限の努力を払ってきたとのことでした。

また、行財政改革とイベント等の見直しに関して、つばさのまちフェスタ負担金についても、事業の見直しや中止を検討していないのかとの問いに、当初は約2,000万円の予算を計上していたが、厳しい財政状況を迎え、本市が2市1町で初めて予算の縮小を実施し、その後も毎年10%ずつ経費削減を行っているが、つばさのまちフェスタについては、年1回の大きなイベントにまで成長し、これを楽しみにしている市民も多く、今後も厳しい予算の中、市民が楽しめるイベントを目指して努力していくとのことでした。

次に、今年度から新たに分煙対策が実施されるが、これに係る分煙システム保守管理委託料について、その内容を示せとの問いに、現在10時と14時にそれぞれ1時間ずつ実施している禁煙タイムについて、来年度からは分煙の機器を6台購入し、これについて年4回保守点検を行うものであり、分煙システム導入によって各事務室は、完全禁煙とする予定であるとのことでした。

このことに関連して、福祉事務所、特に児童課においては子供連れの来庁者が多いが、ベビーシート等の設置を検討できないかとの問いに、ベビーシートの形式、大きさ、設置場所の確保等について検討を行うとのことでした。

次に、CATV番組委託料について、行政情報番組をテレコムリンクに委託しているが、昨今

新聞等でその経営難が報じられていることについて、今後のCATV事業の計画を示せとの問いに、第1サービスエリアとして近畿自動車道より海側の整備に努めてきたが、今後山間部について第2サービスエリアとして整備を進めるため、テレコムリンクからCATV事業の譲渡先であるジェイコム関西に要望を行っているとのことでした。

このことに関連して、今後ジェイコム関西が事業を引き継ぐに当たって、採算性の低い山間部は整備がおくれるのではないかと問いに、電波の届きにくい山間部では特にCATV事業が効果を生むものと考えており、また近隣の4市3町による協議会においても、山間部のCATV事業については各市町同様の悩みを抱えており、協議会でもジェイコム関西に対して要望も行っているとのことでした。

次に、空港対策費の中の関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会分担金について、一昨年南ルート調査費について新聞紙上でも話題となったが、このこととの整合性を示せとの問いに、早期実現期成会については、平成12年7月21日に大阪府側3市2町、和歌山県側2市6町によって南ルートを初めとする関西国際空港周辺地域の交通ネットワークの早期実現を図るべく設置したものであり、今後さらなる要望や広報活動を行うための経費であるとのことでした。

また、調査費との整合性については、平成12年度に国の2省、大阪府、和歌山県、和歌山市、泉南市、そして関西国際空港株式会社の7者によって南ルート導入に係る関西国際空港周辺のアクセス状況、南ルートの必要性等の調査を実施しており、間もなくこの調査の報告書が完成するので、この結果を参考に活用して、南ルートの実現に向けて取り組んでいきたいとのことでした。

次に、契約検査費全体にまつわる問題として、公共工事入札にかかわって、従前行われていたくじ引き方式をやめ、現在試行的に予定価格及び最低制限価格の事前公表制度を導入しているが、入札制度の変更によって予定価格に対する落札率の推移を示せとの問いに、事後公表制度では平均92.82%の落札率が、事前公表制度では平均96.41%と落札率が高くなっており、依然として高

どまりの傾向であることは認識しており、入札制度改善について、今後貝塚市方式も参考に委員会等で検討を重ねていきたいとのことでした。

次に、選挙管理委員会費について、投票所設置場所の不便性等常々指摘されてきたが、今後投票所の新設並びに投票区の線引き見直し等について考えを示せとの問いに、投票所に係る諸問題については、選挙管理委員会としても認識しており、問題の解消に向けて努力を行っているが、具体的には現在投票者数が6,000人を超える樽井地区と新家地区の見直しを検討しており、このうち樽井地区については、一定の解決に向けた方向性が示されており、今後区長及び関係部署との協議をしてみたいとのことであり、一方の新家地区については住居表示が実施されていないことから、投票区を見直すに当たっては、相当調査の時間が必要とされ、今後選挙人名簿の整理や区長と投票所の新設についての考え方も聞き、できれば次の市長選挙の時期をめどに努力していきたいとのことでした。

次に、隣保館費の夜間警備委託料について、他の施設のように業者委託を行わず個人に警備を依頼していることについて、その理由を示せとの問いに、午後5時以降と土曜、日曜の会館利用者への対応となっており、特に地域に精通している方に依頼しているとのことでした。また、過去には警備会社等への委託も検討し、民間業者3社からそれぞれ見積もりをとったこともあったが、貸館業務等も行う必要があるため、業者委託は困難であるとのことでした。

続いて、民生費について申し上げます。

まず、民生児童委員費で、民生委員推薦委員報酬とあるが、現在このような不況下で、また高齢化が進む中では、民生委員の果たす役割は大変重要であると考えますが、どのような人選基準で民生委員を推薦するのかを示せとの問いに、民生委員法第8条第2項の規定により、民生委員児童委員の適格条件や基準が定められていることから、改選のたび適格要項等を示しお願いをしているところであり、特に新規の任用の場合は、区長を通じて一番適した人物を選んでいただき、推薦委員会の御指示をいただいているとのことでした。なお、

民生委員の選任時には、地域の事情に精通した人物で、地域の意見を組み入れるような人を推薦していただきたいとの意見がありました。

次に、保育所費では、公立保育所と民間保育所では保育の内容が違うのかとの問いに、公立保育所は保育士1人で児童が5人であるのに対し、民間保育所は児童が6人ということで、ランニングコストが違うとのことでした。

さらに、保育所問題で、公立の保育所では超過負担金が平成11年度決算で7億5,000万円、民間の保育所は保育上いるんな形があるにせよ、ランニングコストが約半額で済むと考えられる中で、本市行財政改革大綱の中に民間委託がうたわれているが、この中に保育所本体の民間委託を考える項目が1つもないこと、また一方教育委員会では、幼稚園の統廃合を含めて教育問題審議会で検討していると聞く中で、保育所も統廃合及び民間委託をどのように考えているのかとの問いに、超過負担の問題については、職員の配置基準が一番大きな原因であり、国が示す児童数では保育所現場の方では成り立たないので、国に対しこれからも要望を行うとともに、保育所の民間委託については、現在の保育所の役割ということを十分に考慮した上で考えていきたいとのことでした。

しかし、本気で行財政改革を断行するのであれば、超過負担を抱えている保育所本体の合理化をもっと図り、公立と民間との保育内容の格差是正に努めるべきであるが、公立の方がよいと言い切れるなら仕方がないが、聞くところによると、民間保育所の方が緻密な保育が受けられるとなると、行財政改革の一番肝心なところが欠落しているのではないかと意見がありました。

次に、老人福祉費の徘徊高齢者家族支援サービス事業委託料の内容を示せとの問いに、高齢化社会が進む中で、徘徊する要介護者に小型で軽量のPHSの端末機を装着する事業であり、例えば駅のホームでも地下街でも要介護者の位置を素早く正確にキャッチできることから、平成13年度より開始する新規事業であるとのことでした。

続いて、衛生費について申し上げます。

この中で、まず初めに、し尿処理費の焼却灰処分委託料について、その内容を示せとの問いに、

し尿処理場の双子川浄苑から出る汚泥の焼却灰の再資源化を図るために、グリーン産業に1トン当たり6,000円でその処分を委託するものであるとのことでした。

これに対し、し尿処理をした後の汚泥の焼却灰を再資源化することは、大変評価できることであると思うが、今地域住民より、このグリーン産業から出る悪臭で問題となっているときに、この企業に委託することに問題はないのかとの問いに、焼却灰そのものは全く問題のあるものでないし、当該企業の改善計画書がことし1月に泉佐野市に提出され、抜本的に改善を図るということで、企業みずから3月中には着工したいということで、現在準備中との報告を受けており、これを見きわめた後、焼却灰の処分先を判断したいとのことであり、この改善計画が終わるまでの間、どのような形で悪臭対策がなされるのか、見守っていききたいとのことでした。

次に、成人病対策費では、保健事業の内容について示せとの問いに、本市保健センターでは、健康手帳の発行や保健教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導とさらに各種のがん検診を行っており、その内容は基本検診、肺がん検診及び大腸がん検診、胃がん検診並びに子宮がん検診、乳がん検診を行っておるが、いずれも府下平均よりは下回っておるので、平成12年度からはセットで受診できることとし、さらに平成13年度からは医療機関での基本検診、大腸がん検診、子宮がん検診をセットで受診し内容の充実に努め、できる限り多くの市民の方々の健康増進に努めたいとのことでした。

次に、医療対策費では、泉佐野・熊取・田尻休日診療所負担金の内容と、済生会泉南病院がりんくうタウンへ移転し、その中で休日・夜間診療所を設けると聞くと、その具体性はどうかとの問いに、泉佐野市に3市3町で負担金を拠出して休日・夜間診療業務を行っており、また済生会泉南病院の泉南福祉医療保健ゾーンに救急夜間診療所を位置づけしているが、まだ阪南市、岬町の了解は得られていないのが現状であるとのことでした。

また、同じ医療対策費で、救急医療施設運営事業負担金の内容を示せとの問いに、平成12年4

月より二次救急医療制度がスタートし、泉州二次医療圏で高石市から以南の8市4町で22件の救急病院が登録されており、各市の人口割をもって負担をしているものであり、ちなみに泉南市は堀病院が登録しているとのことでした。

続いて、農林水産費、商工費、土木費について一括して申し上げます。

まず、農林水産業費の中で、農業振興費全般の問題として、ここ数年、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、とりわけ輸入農作物が激増している状況の中で、本市においてはタマネギ等の農作物が大きな打撃を受けていると思われるが、市行政としてはどのような対応策を検討しているのか示せとの問いに、この問題については、国の方では農作物の緊急輸入制限措置（セーフガード）の発動に向けて準備しているようであるが、本市においても伝統的な農作物であるタマネギ等については、外国の輸入が15%程度占めており、また北海道においては表作でタマネギの大量生産が行われており、さらに泉南市内の農業経営者においては高齢化が進み、重いタマネギ等の野菜の生産は避けられるようになってきたというような要因もあり、今後の対応については、農業経営者の中には新しい野菜の生産にも取り組んでいるということもあり、本市においてもそういった動向に注意を払いながら、どうすれば農家の育成につながるか、検討していきたいとのことでした。

次に、農業振興費の中に立毛品評会賞品代とあるが、この内容について説明せよとの問いに、これについては、本市の中で代表的な10品目の農作物及び畜牛を対象として、お互いの生産意欲の向上、技術の向上を図るという観点から立毛品評会を開催しており、この品評会のための賞品代であるとのことでした。

次に、同じく農業振興費の中に有害鳥獣駆除委託料とあるが、その内容について説明せよとの問いに、これについては、本市において数年前からイノシシによる作物被害が山間部を中心として非常に多くなってきており、山間部に農地を持っている方等からイノシシの駆除要請がかなり出てきている中であって、本年度において新しく予算化

したものであるとのことでした。

次に、（仮称）農業公園整備事業費についてであるが、本年度における事業計画の内容について説明せよとの問いに、本年度においては、造成工事後の雨水排水対策として排水の工事及びのり面保護工事を実施する予定であり、また府道からの進入道路の舗装及び関連排水路の工事を委託予定であり、さらに平成8年度に市の債務負担により先行買収している公園用地の土地開発公社からの買い戻しを行う予定であり、平成17年度の開園に向け計画的に事業の推進をしていきたいとのことでした。

ちなみに、農家による営農については、平成13年度の春から一部開始されるが、平成13年度で花卉団地の整備工事がほぼ終了する予定であり、秋ごろから本格的に営農が開始される予定であるとのことでした。

また、（仮称）農業公園整備事業費の中に（財）大阪府農とみどり環境の整備公社工事負担金とあるが、この内容について説明せよとの問いに、これについては、これまでのところかるがも計画による農地の造成工事を行ってきたが、平成13年度においては、それに引き続く工事として造成地内ののり面保護工事、土壌改良工、開発地内の農道の整備、用水のパイプライン工事、排水路工事を予定しており、その事業費のうちの10%を市が負担しているとのことでした。

これに関連して、この事業に対してはこれまでにかなりの額の投資を行ってきているが、それに対する投資効果について示せとの問いに、公共事業に対する投資効果ということについては、農業生産基盤整備等の事業については、それによってどれだけ生産性が高まるかという経済効果について算出手法が確立されており、投資効果が出ているかどうかという経済効果の算出を行うことができるが、公園や道路等の事業については、利便性、快適性、レクリエーション効果等の直接金銭に換算できない部分が大いということで、投資効果を算出することは技術的に大変難しい問題であり、これまで算出できなかったのが現状であるが、最近では欧米諸国等で研究が進んでいる評価手法が日本でも研究され始めており、経済効果の算出手

法についても、ようやく素案的なものがまとまってきた段階であるが、現時点ではまだ確立されておらず、今後具体的な手法として確立されるようになると思われるので、そのような情報を得ながら、できるだけ早い段階で投資効果について算出できるように努力していきたいと考えているとのことでした。

また、市としてはこの農業公園の運営管理についてどのような計画を立てているのか示せとの問いに、この農業公園の運営管理については、基本計画時に利用者数や運営コスト等について一定の試算をしてきたが、1期事業としての施設の内容の変更、また市の財政状況を踏まえた中で、できるだけ市の負担が軽くなるように再検討をしているところであり、市としても安定的な運営を行っていくということについては、大変重要な課題であると認識しており、そのような中で今年度においては、コンサルタント業者に対して運営管理の分析を委託しているところであり、今年度末にはコンサルタント業者の分析もまとまってくると考えており、それを踏まえて料金設定等の運営管理の方法について行政内部で総合的に検討を行う予定であり、検討結果の取りまとめができた段階で、議会の方にも示したいと考えているとのことでした。

次に、商工費の中では、商工会補助金とあるが、その内容について説明せよとの問いに、現在商工会においては各種研修、相談、指導等の事業を行っており、商工業者の活性化、中小企業の振興に努めているところであり、その中でこの助成については、市内の商業団体の運営及び協同事業等商業の振興、育成を目的とする事業の推進に対する補助として支給している補助金であるとのことでした。

これに対して、過日の新聞報道において、田尻町商工会が町の補助金を不正受給していた事実が明らかになったが、本市における補助金のチェック体制についてはどのようになっているのか示せとの問いに、本市における商工会への補助金の交付については、定額補助という形で助成しており、また補助金のチェック体制としては、規定に基づいて商工会から決算報告を受けているので、問題

はないと確信しているとのことでした。

次に、同じく商工振興費の中に新分野進出等企業支援事業費補助金とあるが、その内容について説明せよとの問いに、これについては、地域における新産業の育成と雇用の拡大に資するため、ベンチャー企業等が新分野に進出するために行う新商品の開発に対する補助金であるとのことでした。

これに対して、本市においては具体的にどのような企業がこの補助金を受給することになるのか示せとの問いに、これについては、市内にある企業の中で回収ペットボトルから新しいペットボトルを製造する企業が1社あり、その企業が原材料の購入等を行うためにこの補助金を受け取ることになっているとのことでした。ちなみに、この補助金は財団法人地域総合整備事業団から支給されているとのことでした。

これに対して、バブル崩壊後の不況の中で、ベンチャー企業等の各企業が新分野に進出するために新商品の開発に努力している中で、この補助金の支給先については1社で決定しているように思われるが、もう少し幅広く企業に補助することはできないのかとの問いに、これについては、民間事業活動の具体化に対する支援の一環として補助金を支給しているわけであるが、まず企業が財団法人地域総合整備事業団に対して補助金の申請を行い、内示が出た企業に対して、市町村を經由して補助金を支給することになっており、本市においても經由して補助金を支給しているとのことでした。

これに関連して、市としては、經由して補助金を支給するだけであると言われるが、市の位置づけとしては、こういう企業は地元雇用の拡大に大きく関係しているという認識のもとに、こういう企業の融資を手助けする際には、地元雇用の創出を確約させるべきであると思われるが、その点について市行政としてはどのように考えているのかとの問いに、この補助金の補助事業実施要綱の中では、地域における雇用の拡大、地域産業の活性化及び育成ということが規定されていることから、市としては、当該企業に対してはその点を強く要望した上で、この補助申請の手続を行っていきたいと考えているとのことでした。

次に、土木費の中では、防潮堤道路整備事業費について、その事業内容を説明せよとの問いに、これについては、大阪府企業局の発注による岡田地区の防潮堤の撤去工事が平成13年8月ごろに終了する予定であり、工事終了後に防潮堤が撤去された部分約300メートルの道路整備を行う予定であるとのことでした。

これに対して、この事業については岡田地区から開始しているようだが、その理由を示せとの問いに、岡田地区については、住宅の密集地であるため消防車や救急車等の緊急車両が進入できない状態にあり、それを解消するために岡田地区から道路整備を開始する予定であるとのことでした。また、各関係地区からも早急に防潮堤を撤去してほしい旨の要望が出ていることもあり、大阪府企業局の予算の範囲内で、それらの要望にできる限り対応していきたいとのことでした。ちなみに、大阪府企業局に確認したところ、この防潮堤を全部撤去するには、6年から10年は必要であるとのことでした。

次に、都市計画総務費の中に住居表示維持管理委託料とあるが、その内容について示せとの問いに、これについては、平成3年度の西信達地区を皮切りとして鳴滝地区、樽井地区、雄信地区と、これまでに4地区について住居表示を実施してきたところであるが、これらの4地区において、建築物の新築や街区をまたがる開発等に伴い、当初設定していた番号や街区の区域割について適宜変更が必要となり、住居表示台帳及び街区案内図の修正、更新並びに町名板等の配付等を行うための運用並びに維持管理費であるとのことでした。

これに関連して、4地区以外の残りの地区の住居表示についてはどのような計画を立てているのか、今後の予定について示せとの問いに、これについては、平成10年度の行財政改革の取り組みの中で、当面の間、事前調査を延期し、維持管理に努めると位置づけされており、財政状況が好転すれば再開の議論になるであろうと考えているとのことでした。

次に、同じく都市計画総務費の中に都市計画図作成委託料とあるが、その内容を示せとの問いに、これについては、都市計画の内容について周知を

図るために、市民に対する一般販売及び行政の内部資料として縮尺1万分の1で街路網図及び用途図を作成しており、それらの作成に対する委託料であるとのことでした。また、これらについては、今回大阪府が作成している地形図に従って地形の更新も同時に行う予定であるとのことでした。ちなみに、平成13年度においては、街路網図を300枚、用途図を500枚作成する予定であるとのことでした。

次に、和泉砂川駅前地区再開発等調査費の中に測量・分筆図作成委託料とあるが、この内容について説明せよとの問いに、昨年9月に和泉砂川駅前再開発事業については、一時凍結という結果が出ているが、市としては、現状の和泉砂川駅前の交通混雑の状況、駅前整備という観点から、当然交通広場が必要であると考えており、駅の大坂側の大規模店舗があったところに再開発事業で計画していたものと同程度の交通広場を計画しているところであり、それを計画するに当たって、平成13年度で用地買収を行う予定であり、それに関連する測量・分筆図を作成するための委託料であるとのことでした。

これに関連して、和泉砂川駅前の交通渋滞は本当にひどい状態にあるように思われるが、市としては、駅前の交通渋滞の解消のために、今年度予算においてどのような対応策を考えているのか示せとの問いに、現在の駅前の交通渋滞の状況については十分認識しており、またその原因としては、駅前道路の幅員が狭く、さらに駅前において交通広場がないことであると認識しているところであり、市行政としては、交通渋滞の大きな原因である交通広場の整備や道路の整備については、ぜひとも行わなければならないと考えており、平成13年度においては、交通広場用地の取得という形で債務負担行為で約6億円の予算を計上しているところであり、駅前交通広場の完成に向け鋭意努力していきたいとのことでした。

次に、樽井駅周辺地区再開発等調査費について、その調査内容を示せとの問いに、これについては平成12年度より実施している調査であり、その内容としては、南海本線樽井駅を自由に横断でき、駅からりんくうタウン側へ自由に通り抜けできる

歩行者通路、自由通路についての調査研究及び駅改札へのアクセス管理についての検討を行っているところであり、本年度においては、一定の絞られた案について周辺の関係企業と調整を行っていききたいとのことでした。

次に、消防費について申し上げます。

まず、常備消防費の中で、空港本島消防業務委託料について、泉佐野、田尻、泉南の2市1町の負担に対する案分額と開署当初と現在の負担額の推移を示せとの問いに、空港本島における消防業務委託に関する負担の案分率については、2市1町で3分の1ずつの負担割合であり、空港本島以外のりんくうの消防署の委託額については、本市に対する負担比率としては0.07%であるとのことでした。

また、空港本島における消防業務開始時からの現在までの負担額の推移については、数千万円の増となってきており、その増加原因の主なものは、消防車両の購入、職員の給与と改正に伴う負担等であるとのことでした。

さらに、当初の体制と現在の体制の状況及びその間の職員の採用状況はどうか、またそのうち本市からの雇用者数について示されたいとの問いに、空港に対する消防体制については、開署当初から42人体制で開始し、現在も同様であり、職員採用については、業務委託であるので泉佐野市で対応しており、当初から本市は泉佐野消防本部の方には職員派遣をしていないが、関西空港の方には当初から職員を1名派遣しているとのことでした。

また、泉佐野市に対し職員派遣の受け入れ等については、当初から要望し、職員派遣の受け入れの申し入れを行っているが、職員の運用については、派遣より新規採用という形であり、職員の採用の方法は、広く近隣の市町村から採用されており、現在は146名で構成されており、今後も退職補充程度とのことで、本市からの職員派遣の受け入れについても考えていないとのことでした。

次に、庁舎耐震診断委託料については、震災に強い建物に建てかえるための耐震調査と思うが、阪神淡路の震災直後であれば有利な補助制度があったが、年数等の理由により先延ばしとなったものか、その内容について示されたいとの問いに、

消防庁舎の耐震調査については、震災後計画を立て、財政との協議の中で今回予算を計上したものであり、補助制度については庁舎の増改築に補助されるものであり、現在耐震診断については補助されないとのことでした。また、耐震診断後の対応としては、その結果により順次改修、改築等年次的に検討し、財政面については、逐次財政当局と協議を図っていききたいとのことでした。

次に、耐震防火水槽の計画及び老朽化を来している防火水槽の耐震対策について、計画、方向づけについて示せとの問いに、防火水槽の耐震性については、年次的に計画し、今日まで3基耐震防火水槽を設置しており、今回樽井消防分団の地下に耐震改良型の防火水槽を設置し、今後も年次的に計画していくとのことでした。なお、質疑の中にあって、人口密集地についても、順次用地の確保が可能であれば耐震防火水槽の設置を検討していきたいとのことでした。

次に、消防体制の強化充実について、常備消防体制の今後の計画の中において、市内の高層化に対応する車両の確保、人員の確保等あると思慮するが、その中で消防体制の国基準に対する財政の基本的な考えを示されたいとの問いに、消防力の体制については、制度も含め消防体制が不十分な面もあるが、基本的に消防については市民の命に直結するものであり、財政の配分を考慮しつつ、その一方において消防機構の簡素効率化を図ることが重要であり、今後も細心の注意を払っていききたいとのことでした。

また、常備消防体制の人員の国基準は169名であり、本市は71名であり少ないのではないかと思慮するが、その中で消防分団にいろんな面で応援を願っており、現体制において問題がないのか、またその中で緊急時の非常呼集については、非常時の連絡手段として現在相当普及している携帯電話による連携が図られているのかとの問いに、現在の緊急時の非常呼集については、一般加入電話により行っているが、さらに携帯電話を含めて職員に連絡をとっているとのことでありました。

また、消防の職員体制については、国基準から見れば少ないが、地方交付税の算定基準から見た場合には、人口10万人に対して消防職員が11

0名程度の基準で算定され、その基準から見れば人口1,000人につき1名となり、本市の場合、近隣市と比べ人口割から見れば高く、今後も消防体制の充実に向け努力していくとのことでした。

次に、消防施設点検に関連して、特に学校関係からの報告について問題がないのかとの問いに、公共、民間とも消防施設の点検報告については、設備に不備事項があれば早急に改善するよう指導し、その後立入検査を行い、その中で施設に不備欠陥があれば指導していくが、最終的には設備改善勧告となるとのことでした。なお、学校施設の消防施設に不備等があれば、教育委員会へ指導を行っているとのことでした。

次に、幼、小・中学校に対する災害避難訓練がよく見られるが、それ以外のものについてはどうしているのかとの問いに、災害避難訓練については、市内の幼、小・中学校において年1回以上行っており、また特定防火対象物のスーパー等についても年1回以上実施しており、そのうち1回については職員が現地で立ち会い指導を行っているとのことでした。

なお、避難訓練については、火災災害のみを想定した訓練であり、地震災害等も想定した総合的なものにすべきであり、それをすることによりあらゆる情報がそこに集中し、地域、場所によって反応が違ってくるが、それをもとに効果測定、計画を策定すべきであり、災害訓練により防災意識を向上し、そのことに対する知識の向上が見られるので、今後は種々の試みを訓練計画の中に取り入れるべきではないかとの意見がありました。

次に、教育費についても申し上げます。

まず初めに、教育問題審議会に関し、設置以来現在まで何回開催し、どのような論議をされたのかとの問いに、教育問題審議会の開催状況については、現在まで都合3回開催され、その具体の論議の内容については、これまでの幼稚園の取り組み状況、過去から将来にわたる数字的な状況を審議会委員全員の共通理解を得るために、各種資料の提示とその取り組みを明かし、それにより今は委員が公立幼稚園に対する共通理解が持たれたものと考えており、今後この共通理解に基づき、3点にわたる事項について諮問し、審議を願うとの

ことであり、その諮問事項の1点目は、今後の公立幼稚園の果たす役割について、次に2点目としては、幼稚園の適正配置、適正規模について、さらに3点目としては、3歳児保育の取り組みについてであり、今後これらの事項の具体的な審議に入っていただくこととしているとのことでした。

次に、障害児介助員については、小・中学校において障害により介助を必要とする児童に対し、総数18名を予算計上し、アルバイトにより対応とのことであるが、保育所でも障害児対策を一步踏み出し、重度の障害児童が今回新しく措置されると聞かすが、その中で幼稚園、小学校における準備状況として、どのような連携をとっているのかとの問いに、障害児に対する対策については、適正就学委員会と専門委員とを交えた中で対策を協議し、最終的には保護者の意向を踏まえた中で対応しているが、例えば具体的な対応として、過去の事例では車いす、階段の昇降機の設置、洋式トイレの設置等で対応しており、また登下校については送迎タクシーの措置もあり、児童が入園、入学した時点でその子供の障害に対してできるだけだけの措置を行っているとのことでした。

また、医療行為を伴う児童の受け入れ体制については、保育所における情報は得ており、児童を受け入れる段階で対策を念頭に入れ検討を行っていくとのことでした。

次に、学校支援社会人等指導者について、その内容を示されたいとの問いに、社会人等指導者の事業は府の事業であり、その内容については、優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育の中に活用するものであり、具体的にはクラブ活動の支援や総合学習の中で知識を持った方を招き、例えば物をつくるということで農業等の話を聞くことにより感動を与え、学習意欲や将来への夢をはぐくむことを目標とした授業を目指すものであるとのことでした。

さらに、総合な学習の時間講師について、その内容を示されたいとの問いに、この内容については、学校支援社会人等指導者と内容的には同じであり、これは市の事業として単費で予算化するもので、この対象としては中学校までとして、地域の方や社会人を講師として招き実施するものであ

るとのことでした。

次に、被災児送迎タクシー借上料について、その内容を示せとの問いに、市内の小・中学校の児童・生徒が教育活動中にけがや病気になったときに、安全に病院に搬送するための費用であり、従来は教職員が直接車で送迎をしていたが、送迎中に事故等発生した場合の補償等の問題もあり、今後はタクシーの借り上げによる方が安全であるとの判断から実施しているものであるとのことでした。

次に、プールの開放については、昨年市民より請願を受け採択されたが、この対応として本年度の予算措置はどのようにされているのか示せとの問いに、平成12年度においてはプールの開放する期間が短いとの意見があり、あわせて議会でも請願が採択された経過があり、そのことを真摯に受けとめ、本年度のプール開放の実施については、夏休みのお盆の期間を閉鎖し、それ以外のプール開放期間を32日間程度開放したいと考えており、その運営方法についても、従来は直営で実施してきたが、近隣市でも徐々にではあるが委託方式で実施されているので、本市においても委託という形で実施したいと考えており、より安全なプール運営を目指したいとのことでした。

また、この質疑の中にあって、プールについては、夏場だけの施設であり、最大限有効に子供たち、地域の住民に開放すべきであり、予算的に無理であるなら地域のボランティアを募ってでもプールを開放し、できるだけ多くの市民が水に親しむということが行政の努めと思うものであり、あわせて具体的な実施計画がまとめ次第、報告を願いたいとの意見がありました。

次に、中学校における問題で、現況は中学校現場の荒廃を心配する市民の声が大変大きく、人間形成にあっては教育が一番重要な役割を果たすが、現在の中学校における荒れについて抜本的な改革案があれば示されたいとの問いに、中学校の荒廃については、その背景としては、地域社会においても核家族化が進み、その中で地域、大人と子供の対話が十分とりにくい状況があるとともに、子供自身も昔とかなり変化してきており、さらに保護者の子供に対する接し方にあっても、親の共働

きも多く、十分子供と接し切れなかったり甘やか
しもあり、このようなことも原因している部分も
あるとらえているとのことでした。

また、中学校の荒れに対する抜本的な改革につ
いては、現在子供自身の物事に対する体験がかな
り希薄になっており、その体験を学校が埋めてい
きたいとのことであり、また授業そのものに興味
がない子供に対しては、課題を見出すことによる
課題学習の中で対応し、さらに心の教育の充実
に心がけ、豊かな人間関係をつくっていきたく
とのことでした。しかし、この問題については、
学校だけでは解決が難しいので、家庭や地域の
協力も必要であり、お互いの連携をとりつつ
対応していくとのことでした。

次に、学校施設における消防設備点検業務
委託料については、どのように取り扱われている
のかとの問いに、消防設備点検委託については、
その設備を点検した結果として、不良箇所につ
いては、中学校においてはかなりの消火器、自
動火災報知機等に不備がある旨の報告を受け
ており、そのための委託料であるとのこと
でした。

さらに、その中で、本年度予算の中で学校
施設関係の防火対策、防災対策にあって、ど
のような検討を行い反映されたのかとの問い
に、今年度の関係予算については、幼・小・
中学校の環境整備予算であるが、設備につ
いては建築後相当年数もたっているため、
その保全、修繕等を中心に考え、その中で
消防設備も検討していきたいとのこと
でした。

しかし、児童・生徒の感覚として、消防
設備の不備がこれでいいのだというよう
な感覚を持つことが怖いので、学校教
育の中で安全確保上、点検から始め、
施設が正常に稼働していることが重要
であり、思い切った改善が必須条件
であるので、消防設備の点検結果に
基づく改善、改修は適切に行って
ほしいとの意見がありました。

次に、公民館については、各地区の
公民館の利用度が高い中において、
特に新家公民館にあっては現状
駐車場が狭く、この点将来的に
どのように考えているのかとの
問いに、新家公民館の駐車場
については、市民からも指摘
を受けているが、改善できて
いないのが現状であり、善
処することに

努めるとともに、また施設につ
いても狭く利用者が多く、この
こともあわせて検討していき
たいとのことでした。さらに、
公民館全体の改善についても、
将来的に全市的に公民館の見
直しを図り、ある程度のス
パンでもって考えるが、こ
こ一、二年はまだ難しいが、
そのことについては認識し
ているとのことでした。

次に、青少年の森については、
施設ができたが、水道がい
まだ布設されていないが、
その点どのように考えてい
るのかとの問いに、青少年
の森のオープンは8、9月の
時期であり、水の対応とし
ては給水タンク車で給水し
ているが、シーズンオフ
での水質の管理面の問題、
また財政的な問題もある
ので、現状としては給水
車による給水でもって
対応しているとのこと
でした。

また、水道布設については、
必要なことは認識して
いるが、現在の状況で水
道を引くことは、困難な
状況であると判断してい
るとのことでした。

次に、ワールドカップ公認
キャンプ候補地リスト作
成負担金について、その
内容を示せとの問いに、
この負担金については、
来る2002年5月31日
から6月30日まで、日
韓共催でもって参加チ
ーム32チームにおい
てワールドカップサ
ッカーが開催され、そ
のキャンプ地の候補地
としてなみやグラウン
ドを申請しており、そ
の負担金については、
全国で84カ所の候補
地があり、これらのリ
ストを作成し、サッカ
ー協会が世界各国に
発信するための負担
であるとのこと
でした。

次に、公債費関係につ
いて申し上げます。

今後、本市においては償
還のピークを迎えるが、
公債費負担比率が上昇
し、市の財政を圧迫す
ること、近隣の市でも
危惧されている財政
再建団体に本市も陥
ることはないのかとの
問いに、一般的には、
公債費負担比率が15
%を超えた場合は警
戒ライン、危険ライン
は20%を超えたとき
であり、本市におい
ては警戒ラインの15
%を上回っている現
状であるが、平成13
年、14年の公債費
の償還のピークを過
ぎれば、その後は徐
々に減少に転じてい
くとのこと
でした。

次に、利子の中の一時
借入金について、その
内容を示せとの問いに、
本市の一時借入金の
限度額は45億円
であり、その中で資
金繰りを行うが、

年度始めの4月は市税も入ってこない中で、職員等の給与や経常的な経費等が支出され、また9月は税の納付月からも外れており、その歳入がない中で起債の償還月にも当たっており、25億円余りの公債費の半分に当たる額を償還しなければならず、そのときに資金が必要となるために一時借り入れをしなければならず、そのための金利を計上しているとのことでした。

また、公債費全般にかかわって、特に工事等の事業を行うに当たって、むだのない効率的な予算の執行がどのように行われているのかとの問いに、計画的な予算執行を行うに当たり、四半期ごとに各課で計画的な事業の執行計画を立て、限られた予算を有効的に執行するよう心がけているとのことでした。

また、今後、より一層のむだを省き、計画的な予算の執行を行うため、特に事業部関係においては組織の横の連携の強化を図り、職員の事業に対するコスト意識も高めさせ、また事務事業の評価システム導入についても、平成13年度に検討を行いたいとのことでした。

以上、申し上げた点が一般会計歳出部門における主な質疑の概要でございます。

続いて、樽井地区財産区会計予算から水道事業会計予算までの計19件について順次審査に入りました。この中では、樽井地区財産区会計、信達市場財産区会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計について質疑があり、このほかの会計につきましては質疑はありませんでした。それでは、質疑のあった会計について順次報告いたします。

まず、樽井地区財産区会計について申し上げます。

この中では、中央土地(株)に対する土地貸付料について、当該貸し付けの土地について自動車教習所用地として使用されているが、契約内容において使用目的に反していないのかとの問いに、現在当該物件については、自動車教習所用地として以前から又貸し等について問題にされた経緯があり、登記簿謄本で業務内容等の調査を行った結果、中央土地(株)の業務内容について、土地、

建物の所有、販売、自動車教習所の所有、経営等であり、その経営を泉南自動車教習所に委託しており、昭和36年10月10日に初めて中央土地(株)に自動車教習所用地として賃貸契約を結び、現在に至っているとのことでした。

このことに関連して、契約書の中では使用目的が明記されているにもかかわらず、直接営業に携わっていない企業との間で契約を結ぶ必要はないのではないかとの問いに、契約については長い経過の中で続けられてきた経緯もあり、今後は中央土地(株)と泉南自動車教習所との間の契約内容を調査し、登記簿謄本の業務内容とどのような関係があるのか調査し、その把握に努め、今後の契約のあり方について検討を行いたいとのことでした。

このことについて、議会で指摘を受けてから調査、確認を始めるのではなく、本来市が常に財産の管理、把握を行うべき義務があり、疑惑を持たれるような契約をすべきではなく、来年以降の契約についても必要書類等の収集、整理に努め、適正な契約を行ってほしいとの意見がありました。

次に、樽井2207番地の土地の貸付料について、7件の方々が土地を借り生活をしているが、これらの方々の生活を保障する方法として、市はどのような対策を講じているのかとの問いに、当該土地については、相当以前から住宅が存在し、そこで生活を営んでいるという経緯もあり、土地の賃借を認めてきた中で、従前から慣例によって契約書を交わすことなく現在に至っているが、今後はこれらの方々との間で契約書等を交わすようにしたいとのことでした。

次に、カキウチホンテス(株)土地貸付料について、当該物件について現在アスファルト舗装されているが、今後貸し付けに当たっては、整備した上で契約を交わすのかとの問いに、当該土地の整備については、毎年秋祭りでやぐらやみこしが集し祭礼が行われてきたが、祭礼前になると付近の草刈りやくぼ地の整地が必要となってくるため、平成12年3月30日付で樽井区長名により整備の要望が出され、管理会等で検討した結果、整備を行うこととなり、その中でカキウチホンテス(株)の出入り口が財産区の土地に面しており、

今まで無断で使用していたため、今回出入り口部分について賃貸借契約を結ぶこととなった経緯があり、当初から整備した上でカキウチホンテス（株）に貸し付ける予定ではなかったとのことでした。

このことに関連して、当該土地の整備事業については、だれが工事の施主で、その工事契約はだれと交わしたのか、また工事に係る費用をどのような形で支出されたのかとの問いに、この整備事業については、地元公共事業整備補助金という名目で、事業にかかった費用を樽井区に対して補助しており、区内の業者から選定して見積もり合わせをし、事業を行ったとのことでした。

この答弁を受けて、工事に係る業者の選定については、樽井区の事業であるから、区内から業者を指名するというのではなく、市の公共事業に準じて入札をし、業者を決めるべきであるとの指摘がありました。

また、このことについて、国からの補助を受けられるときには、財産区会計から一般会計に繰り入れられるが、補助金がつかなければ、補助金交付という形で議会にも了解を得ずに支出することが適正であるのかとの問いに、執行の方法として、財産区の場合は一般会計に繰り入れる方法と補助金交付という形で交付する方法があるが、他の財産区会計においても慣例で補助金交付を行ってきた経緯があり、本来ならば一般会計に繰り入れるべきものと考えますが、今回の場合は秋祭りまでの短い期間内であったため、補助金交付という形で事業を行ったとのことでした。今後は、過去の経緯に関係なく、市民に疑惑を持たれることのないように慎重に対応したいとのことでした。

この答弁を受けて、地方自治法第294条に関して、判例・実例では「財産区の財産の管理上、必要な限度を超えてする補助金の支出は違法」とあるが、この土地の整備に関して補助金を交付することについて、市はどのように考えているのかとの問いに、過去から補助金交付を行ってきた経緯がある中で、今後は地方自治法第294条には「公の施設を管理上、必要な限度を超えて支出する補助金は違法」とある中で、今回の補助金交付については、運用面において不透明であったと認

識しており、この部分について慎重に取り扱っていきたいとのことでした。

次に、信達市場財産区会計の中で、平成5年3月25日に信達市場区が寄附を受けた3筆の土地について、市条例の公有財産管理規程には財産台帳の整備等が書かれているが、予算書にもその資産の明細を記載すべきではないかとの問いに、予算書については、公有財産、樽井地区財産区に係る資産を記載しており、他のみなし財産区については、公共事業等で土地等が買収された場合以外は記載していないとのことでした。

このことに関連して、当該土地は墓地として現在使用されており、使用者から永代使用料等の名目で収益を得ていることについて、法的な整備を含めてこの会計処理はどのように行われているのかとの問いに、現在当該土地については墓地埋葬法の許可を受けておらず、今後市場墓地については、墓地埋葬法等の法的な整備に努めたいとのことでした。

また、本来ならば、一たん市に帰属し普通財産扱いにして、市と区が賃貸借契約を交わした上で墓地の貸し付けを行うべきであり、使用料等の収益の会計処理において、樽井墓地と西信達墓地については、墓地埋葬法の許可も受けており、墓地管理委員会等で適正に処理がされていると思うが、信達市場区においては区の方で会計処理が行われているのではないかとのことでした。このことについて、区が所有する土地について収益が生じた場合は、一たん財産区会計に収益を計上し、会計処理を明確にすべきではないかとの意見がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、国民健康保険税の平成11年度実績及び平成12年度見込み並びに平成13年度予算について、実績を踏まえてどの程度を見込んでいるのかとの問いに、収納率では89.56%で、前年対比では0.74%の落ち込みで、分納誓約の件数がふえたことで、平成11年度収支については歳入歳出トータルで740万円程度の赤字であり、平成12年度については、2月末現在の収納率の状況であるが、前年度対比で0.02%程度ふえているので、今後年度末まで徴収の強化をすれば、前年度を上回る実

績があると考えており、また平成12年度の単年度収支では、2月末現在の状況だが、約4,000万円程度の黒字が見込まれ、累積赤字は現在7,900万円程度であるが、3,000万円程度に改善できるとのことであり、平成13年度予算については、被保険者の自然増という形の中で、トータル的には4%の伸びで、医療費等も若干横ばい状況になっており、平成12年度とほぼ同じと予測しているとのことでした。

さらに、本市では国民健康保険税の滞納は低所得者層に多いと聞かすが、特に低所得者層への対策はどうかとの問いに、平成10年度から一定の軽減措置拡充を図っているところであるが、今のところ現状で精いっぱいであるが、今後さらに検討した中で対応したいとのことでした。

次に、老人保健特別会計にあっては、医療給付費が前年度比で1億9,440万円ふえているが、その根拠を示せとの問いに、医療費の改正で、平成12年度の当初予算と比して18.3%の減額補正を行ったことによるものとのことでした。

次に、下水道事業特別会計では、一般会計からの繰り入れが圧倒的ウエートを示しているが、受益者負担金の収納状況をせとの問いに、受益者負担金の徴収率は、平成10年度が92.14%、平成11年度が95.15%、平成12年度については前年度の徴収率を上回るよう努力するとのことでした。

さらに、低所得者への対策はとの問いに、水洗化促進事業で利子補給が平成10年度で23件、平成11年度で15件、平成12年度は12月現在で22件が利用されており、また生活保護世帯及びそれに準ずる世帯では、設置助成として平成10年度で3件、平成11年度で4件、平成12年度で3件の全額を負担したとのことでした。

次に、介護保険事業特別会計にあっては、保険給付費で前年度より減額をされているが、被保険者からは同額を徴収し、基金に積み立てしていると聞かすが、現行の保険料や利用料の減額は考えていないのかとの問いに、一定の方向づけをしてから介護保険推進委員会へ諮問するとのことでした。

次に、水道事業会計について申し上げます。

ここでは、以前工事を行ったりんくうタウンへ

の過大な設備投資が減価償却にはね上がり、水道経営を大きく圧迫したと考えるが、どうかとの問いに、りんくうタウンを給水区域に入れた計画は第7次拡張事業で、認可年度は平成元年であり、また計画目標年度は平成10年度で、そのときの予測給水人口は7万7,800人で、最大給水を日量3万6,700トンという計画であったが、水需要の見込み違いから、第7次拡張事業の計画を平成11年度に、計画目標年度を平成15年度として、給水人口を6万5,900人として、最大給水を日量3万3,000トンに変更したとのことでした。

また、新家宮地区を中心とした開発に伴い水需要にこたえるために、平成11年度からでは既に20億円近い投資をしているので、業者任せにせず、分譲住宅の売れ行き等も勘案の上、二度と同じことをくり返さないようにとの意見がありました。

以上で各会計予算20件に対する審査を終了し、最後に市長の出席を求め、総括質問を行いました。

ここではまず、平成13年度については、まさに行財政改革のスタートの年であり、その意味で予算にどのように反映されたか、また予算編成上の特徴としてはどうかとの問いに、本市は極めて厳しい財政状況下であり、その中での予算編成については大変苦慮し、予算については対前年度比でマイナス5.5%の緊縮型であり、その中での予算配分については、市民生活に密着したもの、あるいは都市基盤整備を中心にし、その特徴的なものとして新たな都市計画道路の着手と福祉・環境部分であり、その中で下水道については、平成12年度において雨水幹線が完成し、今後はできるだけ効率的な流域幹線の延伸も含めた面整備を行い、その普及率の向上に努めたいとのことであり、また教育施設の問題については、整備に対する費用を増額するとともに、その中で給食センターの整備にも着手したいとのことであり、でき得る限り市民生活に密着したものを中心に予算を編成したとのことでした。

下水道に関しては、砂川地区の団地の浄化槽の問題に関して下水の取り組みをどのように考えているのかとの問いに、現在下水道については一丘

団地まで既に布設されており、さらに新家駅より泉南線までについては、工事中及び工事が発注されている状況であるが、それよりさらに上流部への流域幹線の延伸を昨年国及び府に要望し、ほぼ流域幹線として整備してもらえる目途が立ち、それが整備されると流域幹線がさらに泉南線を延伸することとなり、砂川公園団地の入口付近まで予定されるので、これが完成することにより市財政の負担が相当軽減され、公共下水道の布設速度が早まり、付近団地の浄化槽等のコミュニティープラントの取り込みがある年限まで見込めることになったとのことでした。

次に、総合計画に関連して、特に市長が提唱されている広域行政あるいは合併問題が注目されているが、今後どのような位置づけを考えられているのか示されたいとの問いに、総合計画と広域行政の問題については、本市の総合計画は今後審議を願うが、一方広域行政については、岸和田市以南において広域行政推進協議会を組織し、広域行政問題を従来からも取り組んでおり、現在では広域行政を推進することが時代の流れであり、合併問題と広域行政とは若干ニュアンスが違うと思うが、そのかわりについては広域行政が進化していくと合併あるいは広域連合となり、総合計画との兼ね合いについては、まず合併は公的な合併協議会の設置となり、市町村において市町村建設計画の作成が必要であり、その基礎として当然それぞれの総合計画が基本となるが、現在はまだその状況に至っていないが、仮に将来その方向に向かったとしても、市町村建設計画の中に当然総合計画を生かしていくべきだと考えているとのことでした。

次に、空港問題として現在1期、2期工事の中にあって、空港島において予想以上の地盤沈下が生じ、また南ルート問題、りんくうタウンの今後を考えると非常に不安であり、その中で今後2期工事、南ルートを含め関西空港とどのように向かい合っていこうとしているのかとの問いに、空港島の地盤沈下問題については、空港の1期の工事成果を踏まえて現在2期工事を行っているが、1期工事のいろんな経過を踏まえ、2期においては現在の技術水準あるいは多くの知恵を出し、これ

らに対する対策を講じることは一番重要だと考えており、また南ルート問題については現在調査を実施しており、この調査が終了すれば次の段階に向け努力していきたいとのことでした。さらに、南ルートに対するバックアップ組織が行政体と政財界にできたので、今後とも幅広い運動を展開していきたいとのことでした。

さらに、空港対策として、大阪府が1期工事において595億円程度の負担を直接税負担とならないよう企業局会計において処理し、現在それが破綻を来している状況があり、その負担が市民生活に多大な影響を与えようと思慮するが、今後も空港に対する大阪府の負担が必至であるが、その点府に対し提言をしていくのかとの問いに、府の負担については企業局会計からとのことであるが、企業局そのものの存在が議論されており、今後一般会計からもあり得ると考えられるとのことであり、関西空港の2期工事については、関西地域あるいは泉州にとって必要不可欠のものと判断しており、今は積極的に9市4町が推進する立場であるが、経費が増大しないよう配慮が必要であり、いろいろな技術革新など知恵を出さないといけないが、当然必要なものは必要だと思っているとのことでした。

次に、行財政改革として民間委託や定数管理に関する問題として、その中で民間委託ではし尿処理運転業務、ごみ収集業務、保育所給食調理業務、水道の宿日直業務等が考えられるが、今後定員管理とのかかわりにおいて民間委託をどのように考えているのかとの問いに、民間委託としては、双子川浄苑についてはシミュレーションも行っており、できるだけ早い時期に民間委託に移行したいとのことであるが、ただ職員配置の問題があるので関係団体とも協議し、理解を得た上でできるだけ早く実施したいとのことであり、また他の事業では、給食調理と水道の宿日直業務についても同様の考えであるとのことであるが、ただ清掃のごみ収集業務については、現在直営で実施しているが、直営のよさと民間委託のよさもあるので、一挙ということもできないので、今後段階的に委託の方向で検討し、民間委託については行財政改革の中で位置づけているので、実行できるよう全力

で取り組んでいくとのことでした。

次に、済生会泉南病院について、工事関係は入札が終わったとのことであるが、今後開所に向け努力されるが、その中で現在200人近い人が採用されており、その人たちの足の確保とあわせて懸案事項の巡回バスの課題があるが、この予算に計上されていないが、今後どのように考えているのかとの問いに、済生会泉南病院については、事業主体においてまず利便性の向上を図るべきだと考えており、また利便性の確保については、今後済生会泉南病院と市において十分連携を行っていかねばならないと考えており、一方で市内巡回バスの問題もあり、これとの兼ね合いもあるとのこと、その役割分担については、今後済生会泉南病院とも協議していきたいとのことでした。

次に、砂川駅前広場について、駅前広場が大事であるが、本市の限られた財源の中で、本市にあっては東西の道路が少ない中で、その予算を長慶寺市場岡田線に使われないのかとの問いに、市場長慶寺線については都市計画決定がされており、13年度から事業着手し、今後も精力的に行っていくとのことであり、また砂川駅前の駅前広場については、今回再開発の停止を含め、駅広と街路については公共で行い、駅広をきちっと位置づけした中で事業認可の変更についてもあわせてとっていききたいとのことであり、また府道部分については、大阪府の事業主体となる部分もあるので、連携をとった上で駅広と街路の整備に努めていきたいとのことでした。

指摘の市場長慶寺線についても、府道大阪和泉泉南線からりんくうタウンまで抜ける唯一の都市計画道路であるので、整備については今後とも精力的に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、農業公園問題については、その見直しの問題で利用アセスなどをもととして改めて事業の見直しが必要ではないのか、また農業振興策について農業にかかわるセーフガードの問題がある中で、本市の農業振興策が心もとない状況であり、その点について考えを示せと問いに、農業公園における運営のあり方については、その利用料金の設定あるいは入場者数の設定問題もあり、市の負担となる支出にならないようにし、少ない額で運

営できるような方策を講じていきたいとのことであり、その中で運営主体の問題を含めて事務方において検討を行っているところであるとのことでした。

また、農業振興策については、国の方でも農業者の所得のアップに向けいろいろ施策が展開され、その一方ではセーフガードということで数品目について発動されると聞いており、この農業と繊維に対するセーフガードの発効については支援する立場で動いており、また農業振興策についても、それぞれのまちにおいて特徴的なものがあるが、本市では現在かるがも計画で花卉の高収益型農業に助成をし、また露地物だけでなく砂栽培等新しい手法も組み入れた中で比較的活発な農業生産が行われ、今後も農業者のニーズを的確に把握する中で農業振興策の充実に努めていくとのことでした。

次に、近郊緑地の問題については、近郊緑地の趣旨に賛成であるが、近畿圏整備法において縛られる中で、本市における近郊緑地の線引きに問題があり、近隣と比べ大きく違いがあり、本市においてはその中に田畑や住宅が存在し不利益が生じているが、これが妥当と考えているのか、その見解を示されたいとの問いに、線引き当時はある面ではアバウトな決め方であり、岡中地域では集落もそのエリアに入っており、また一部砂川地区でも住宅地域も入り、この点からは本来の近郊緑地の趣旨から外れていると思っており、このことにより不都合な部分、合致しない部分については、見直ししていく必要もあるのではないかと思うものであり、見直しについては大阪府に対し働きかけをする必要があり、その経過等については報告するとのことでした。

次に、教育問題の中で特に中学校の荒れの問題については放置できないが、ある意味においては人権問題であり、現場の先生方が責任を持って解決できればいいが、できないものについては公的機関の協力を得てけじめをつけていくべきと思慮するが、その点見解を示せとの問いに、学校の荒れの問題であるが、教育問題であるので深いかわりは避けるが、指摘の点については、ただ単にいじめでなく、人権にかかわってくるとのこと

あるので、立場上カバーできない部分もあるので、教育委員会または青少年問題協議会等さまざまな団体も含め、今後の対応についてお互いの協力を確認しているので、その中で学校の問題にかかわれる範囲でかかわっていききたいとのことでした。

さらに、ワールドカップサッカーについて、本市の現状を考えると、まず行財政改革を実施し、同時に市民に対し受益者負担を求めているのがこの予算であり、その中でサッカーのキャンプ地を誘致することが問題であり、この関係予算を凍結してはどうかと思うが、その点どのように考えるかとの問いに、ワールドカップサッカーについては、2002年日韓共催の事業として最初で最後の事業であるので誘致したいとのこと立候補したもので、まだその全容はわかっていない部分もあるが、本市の置かれている状況を認識した上で、今後対応していく必要があると思っているが、財源的なものについては単独でなく関西空港関連の基金の導入も含め考えているが、関係予算については、御指摘のとおり当面執行を凍結し、全体像も含め示した上で判断できるように改めて議会の同意を得ていきたいとのことでした。

次に、介護保険の問題として、保険料が10月から倍となり、そういう点では本年8月ぐらいに一定サービスの提供量などが確定し、それに伴い料金の余剰分が明確になり、基金に積み込める見通しが出てくると思うが、またその中で8月をめぐりに保険料等の軽減策を考えてはどうかとの問いに、介護保険の余剰分については、利用料、保険料の減免措置への財源補てんを1つは考えていきたいとのことであるが、15年度以降の保険料への充当、さらに保健事業を含めた形で還元のあり方については市の内部で検討するとともに、介護保険については介護保険事業計画とその推進委員会があるので、委員会へも諮り、意見を聞いた上で決定していきたいとのことでした。

次に、水道料金について、その中における福祉料金に関する考え方を示されたいとの問いに、先の産業常任委員会に付託されました水道料金の改定の中でも、値上げを踏まえ、その施行が7月1日を予定しているので、それまでに福祉料金については、何らかの形で検討したいという答弁に

従って検討したいとのことでした。

以上で各会計予算20件に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決に入りました。

そのうち討論のあった会計については、一般会計、樽井地区財産区会計を初めとする各財産区会計12件、介護保険事業特別会計及び水道事業会計であり、まず一般会計では、質疑の中でも明らかにされたのは、高齢者、弱者に厳しい予算であり、まさにそういう点では、だれの立場に立って市政を行っていくのかということが問題であり、主人公である市民のため、とりわけその中でも弱者の立場に立って予算編成をすべきであり、そのことが反映されていない点を強調して反対するものであり、さらに教育委員会の学校問題に対する認識の浅さに対し失望し、ワールドカップ問題は非常に不愉快な思いをするものであり、駅前の債務負担行為については時期が早過ぎ、また金額は地価の下落も含め、あるいは上物の撤去費用も算定されてなく、また高いものと認識する等の点において不満があり、反対である旨の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決とするとの決定がなされました。

次に、樽井財産区会計を初めとする各財産区会計12件にあっては、日ごろ本会議を初め関係各委員会においても、また去る平成7年第1回定例会において樽井財産区会計について、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会が設置され約1年間にわたり調査され、管理会の運営のあり方が問われたところであり、特別委員会においても改めるとのことで理解し終了した経緯があり、その後も質問、質疑を行い、警告を発してきたにもかかわらず、13年度予算において法に基づく予算執行権を放棄し、また工事執行を民間に委託するというあってはならないことがあり、まさしく法が求めている公共の福祉に反する行為であり、特定法人のみを利するのみで財産区財産を遺棄するものと言わざるを得なく、また他の財産区的財産についても法に基づかない扱いについて指摘と提言を行ってきたが、今もってその方向、方針が明確に示されないまま放置され、今回予算提案されたことに大きな疑義を覚えざるを得ないものであり、よってその方向、方針が示されないまま上程

されることに対し反対する旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって各財産区会計12件については、いずれも原案どおり可決とするとの決定がなされました。

次に、介護保険事業特別会計にあっては、介護保険関係では、今年度は保険料は従来試算の額がそのままとられ、高齢者にとっては非常に厳しいものであり、これは前年度のサービスが当初見込んだものより實際上少なくなっており、そのことが保険料負担が高いということで反対である旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決とするとの決定がなされました。

次に、水道事業会計にあっては、水道料金の福祉料金の問題については、その導入について他市で導入されている施策が断言されず、弱者の思いがとらえられていないということで反対である旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可決とするとの決定がなされました。

なお、このほかの5件の会計につきましては、全く討論がなく、いずれも全会一致でもって原案どおり可決とするとの決定がなされました。

以上、本特別委員会に付託を受けました平成13年度泉南市各会計予算20件に対する審査及び結果であります。

議員各位におかれましては、本特別委員会同様よろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございましたが、委員長の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいま委員長の報告が終わりましたが、この際1時30分まで休憩いたします。

午後0時26分 休憩

午後1時37分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の各新年度予算20件に対する委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 私にとっては、今まで委員長報告していただいた中で、読み上げ方も少しゆっくりでもありましたから、よくわかったわけがありますが、いつもこの長い報告では改善をして

いったらいいんじゃないかなという意見もいろいろあったんですが、きょう委員長報告されて大変お疲れだったと思うんですが、やっぱり委員会の議事録をきちっと本会議と同じように上げて、そして対応しないと、私ある意味で中途半端だと思うんですね。ここで一気に読むにすればやはり不十分性がありますね、詳しくは報告できないわけですから。

そういう点では、私たちはどういう議論がきちっとされたのか、だれがどういう発言をし、だれがどういう答弁したのかということもないと、実際の資料としてはなかなか使い切れないということがあるので、私はやはり予算委員会の議事録をきちっと起こす形の中で改善をしていったらいいんじゃないかなと思うので、きょう委員長が読み上げられて、そういう部分も含めてひとつどういってお考えを持っておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

予算審査特別委員長（上山 忠君） ただいまの小山委員の質問は、委員会のあり方についての質問だろうと思うんですけども、私も先ほど約2時間になんなんとする読み上げをした中では、やはりある程度のしかるべき場でもって、皆さんの意見でもってこれはやっていかんといかんというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 委員会の中身に入っては質問しておりませんので、委員長が委員会を一応運営されて、きょうその報告をされたわけですから、そういう点では、これまでもその議論はあったように、やはりどういうふうにしたらいいかということは議論があるわけですから、私は1つの提案として、今言ったような委員会の議事録をきちっとつくと。本会議での報告については、一応結果だけを報告して賛否をとると。各会派からも委員で出とるわけですから、内容的には議員はわかっておるわけですのでね。わかるすべもあるわけですから。

傍聴した市民とか、今後の議会運営の中で、やっぱりどういう議論が委員会でもなされたかというのは大変重要でありますし、特に行政においても

行政を執行していく中では、委員会での議論というのは大変大事なんで、そういう点ではちゃんとやはり議事録を起こして対応するというのを議長にもひとつぜひ期限を切って、そういう結論を出して対応していただきたいと思います。要望だけして置いときます。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） ただいまの小山議員の委員長報告に対する質問か質疑か、希望とか要望とかいうことは、この報告にあり得ない。そのときに答えられた委員長の、私は体力的に云々の問題については、これはもう私見であって、私見を述べてはならないということになってますから、その点ひとつ議長としては精査されて、できたらもう一度委員長に登壇願うかどうかは別として、配慮いただいて処理を願いたい。そこで委員長が私見を述べるということになってくると、すべての事に狂いが生じてくるということになりますので、以上です。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

予算審査特別委員長（上山 忠君） 委員長報告なので、それにかかわる質問にしていきたいと思っておりますので、よろしく。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

〔成田政彦君「議長」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第15号については修正するとともに、これを議題とされんことを望みます。

〔「動議賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいま成田政彦君から、議案第15号については一部修正するとともにこれを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ただいま提出され成立を見ました議案第15号に対する修正動議を議題といたします。

修正動議の内容の配付を求めます。

〔議員提出議案第6号配付〕

議長（奥和田好吉君） 本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

18番（成田政彦君） 提出者を代表し、日本共産党泉南市議員私成田政彦が議員の皆さんのお手元に配付しました議員提出議案第6号について、提案理由並びに内容について説明を申し上げます。

長年続いた空港関連事業と同和事業の優先する中で、泉南市の財政状況は悪化し、この2年連続の赤字決算となり、市の借金市債は99年度決算では243億円となりました。公債費率も15%を超え、経常収支比率も100%を超えるなど最悪の状況です。2001年度予算も前年度5.5%減となり緊縮財政となり、水道料金、保育料の値上げなど市民への負担を強化した予算となっています。

今、市民の暮らしは、長引く不況の中で大変厳しいものがあります。市民は、むだな公共事業よりも不要不急のむだな支出を抑え、暮らしを改善し、住民本位の市政への転換を強く望んでいます。私はこの立場に立って、修正案について説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付した修正案をごらんください。

修正の第1点は、修正案前ページから4ページ目の総務費、同和对策費、市同和促進協議会補助金の702万円の削減であります。府下の市町村における同和行政は、府同促・地区協方式と呼ばれる方式を採用し、その結果泉南市の同和行政も行政の主体性と責任が放棄され、不公正、乱脈な同和行政の原因となってきました。最近でも住宅入居で不正常的な入居が問題となるなど、今日同和对策の終結に伴って市同促・地区協方式は、直ちに廃止すべきものであります。

修正第2点目は、修正案第4ページ目の農林水産業費、農業公園整備費4億1,305万円の削減であります。バブル時代に計画されたこの計画は、管理運営費を含めてどれだけの利用客があるのか、採算性が見合うのかなど、利用アセスが公表されないなど事業計画の成功そのものに疑問があります。

総事業費25億円強のうち、今後4年間に15

億円近くの事業費が必要であります、そのうち市の負担は市債を含めて60%近くとなります。膨大な借金を抱えて採算の見通しのないこの事業を続けることは、今後ますます借金をふやすだけであります。このようなむだな事業は中止すべきであります。

修正第3点目は、修正案5ページ目、土木費、都市計画費、和泉砂川駅前地区再開発等調査費227万2,000円の削減であります。和泉砂川駅前再開発については、(小山広明君「議事進行で」と呼ぶ)過去何度も計画が修正され、直近では67億円の再開発計画も、採算を含めて成功の可能性は低いとして市は凍結しましたが、実際は駅前再開発事業の中止であります。今度の調査費は、ことしから債務負担行為で4年計画でライフ跡地を6億700万円で購入する予定に伴って調査するものであります。

再開発事業の中止で砂川駅前の道路計画である信達樽井線は、事業認可もされていません。砂川榎井線も2003年まで駅前まで来ますが、それまでであります。それ以後、事業計画は今後いつどうなるのか、はっきりしません。ましてや、買取予定地を駅前広場として整備するとしたら、公社からの買い戻し費用を含めて、これまた大きな費用となります。市の財政圧迫は必至です。結果的には既に砂川駅前周辺の塩漬け土地を新たに6億円ふやして30億円となり、最終的には借金となって市民の負担になることは明らかです。年間投資的経費12億円の泉南市にとって、今のこの駅前整備が緊急性、必要性があるのかどうか。この調査費は一体だれにメリットがあるのでしょうか。

修正第4点目は、修正案5ページ目、教育費、教育総務費、同和教育費、泉南市同和教育研究協議会補助金157万5,000円の削減であります。今日、同和行政が終結される中で、当然同和教育は廃止されるものであります。今日では高校進学率、未就学などが改善され、特別な同和教育は必要ありません。ましてや、特定団体の影響を受けた教育内容を実践するような団体に公費を補助することは、断じてすべきではありません。

以上、削減された総額4億2,391万7,000

円を保育料値上げ費用2,000万円あるいは高齢者福祉見舞金110万円削減費用に充てるなど、学校施設の改善を初め福祉、教育に予算を使うことを提案し、修正案の説明としたいと思います。

議員諸氏におかれましては、御賛同よろしくお願いします。

以上であります。

議長(奥和田好吉君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

———小山君。

3番(小山広明君) 今、壇上での提案説明のときに議事運営でちょっと手を挙げて指摘させていただいたんですが、何ページ、何ページと言うて搜しとる間にどんどん説明は進んでいくし、きょう初めてこの議案を私は見とるわけですからね、やはりもう少しゆっくりとちゃんとやってもらわないと、質問もできないというような状態ですね。だから、再度この修正案のポイントについて、もう少しわかりやすく、ページ数は言ってもらわないとだめですね。だから、まずこれのページ数を打ちますから、それに基づいてもう少し詳しい内容について御説明をいただきたいと思います。

議長(奥和田好吉君) 成田君。

18番(成田政彦君) 失礼しました。提案理由などは明確に述べておりますので、どの項目が修正案の何ページに述べられているかということだけを申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市一般会計予算に対する修正動議、議案6号、これが1ページとして、次の平成13年度大阪府泉南市一般会計予算修正案、これが2ページ、それから歳出が3ページ、それから修正意見書が4ページ——失礼いたしました。それは間違いです。訂正します。表紙を除いて、平成13年度大阪府泉南市一般会計予算修正案、ここが1ページです。その次が2ページ、3ページ、4ページ、5ページです。中身につきましては、先ほどページ数を上げて述べたとおりであります。

以上です。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。

〔小山広明君「議長、ちょっとそれじゃ困るんです。議長、言うてください。ページ数だけ

言ってもらっても困るので、もう一遍そこでポイントだけ言ってください」と呼ぶ]

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 同じことはいいですから、ページ数は今言ってもらってよくわかりました。だから、それに基づいてちょっと内容の具体的なところを説明いただきたい。これは言っとるわけですから。内容を私追っとる間にずっと行っちゃうわけだから、内容がわからないわけですから、ポイントだけを説明していただきたいということ。さっき言いました。これ、2回目の質問じゃないですよ。だから、言うたことをちゃんとさしてくださいよ。

議長（奥和田好吉君） 今の提案者の説明に対しての問題点があるのであれば、どこがどうやということを言っていたかなければわからないと思うんですね、提案者の方も。小山君。

3番（小山広明君） だから、先ほどはページ数を言わずにザッと早口で言われたから、きょう初めて私この議案を見るわけですね。だから、今ページ数を打ってもらったそこに基づいて、さっき言った中でもう少しポイント——ここはこういう理由で修正をするんだということについて詳しく言うてくださいよ。でないと質問できないですよ。そういうことを言っとるわけですから。議長も聞いていただいたらわかると思いますが。

議長（奥和田好吉君） 提案者どうですか、その点は。——小山君。

3番（小山広明君） 御答弁いただけないのであれば、私の理解したところで言いますので、いやそれは違うよということであれば言っていたらいいんですが、1つは初めに御説明があったと思うんですが、同和事業に対しての御説明がありました。その中で、私もちょっと説明を聞いて気になるなと思ってメモしたのは、特別な同和教育はもう不要であると、こういう指摘があったと思うんですね。

私は、同和問題というのはいわゆる国民的課題だということがあって、社会全体の問題だということが言われてきました。しかし、実際にはそういう差別を受けたそういう地域の方の強力な運動によって、一定の国の政策にもなり、また市はそ

の政策を実行し、一定の事業をやってまいりました。しかし、そういうことについて、そういう同和事業については、当然なぜそういう事業をやるのかという十分な説明を市民全体にしてその理解の上でやらないと、事業というのは効果が上がらないのは、これは同和事業に限らずすべての事業に求められるものですね。

しかし、特に同和事業というのは、やはり同和問題というのは、差別をされた側には問題点がよくわかり、自分の痛みになるわけですから、運動として起こることは当然であります。しかし、やはり部落差別を受けない人々にとっては、それは自分の問題とはなかなかストレートにはいかないわけですから、特に行政における同和事業については、やはりそういうことが私は求められると思いますし、議会においてもそういう特別な同和教育はもう不要だと提案者が言う限りにおいては、じゃどういふ同和事業がこれから行政にとって必要なかということをやっぱり提案していただかないと、現在の同和事業をただなくしていくためだけのことになっては大変なことになると思うんですね。

そういう点で、同和事業というのは、一般施策に移行していくということも議論されておりますけども、それはある意味で私は同和問題の社会化をしていくことだと思うんですね、実態の意味的には。そういう点では、特別に同和事業としてやるんじゃないに、同和事業が持っている意味についてまちづくり、まちの政策にそういう精神を波及させながら、そして私たちの社会整備なり政策効果が本当の意味で市民の福祉、また生活がレベルアップしていくと、こういうことが私はやっぱり同和問題が提起している問題だと思うんですね。そういう点で、提案者はこれからいわゆる同和事業、同和問題をどういうふうに市民の中に広げていくのか、そういうことがちゃんと理由として提案されないと、ただ今のはだめなんだというだけでは説明不足だと思います。

それからもう1つは、都市計画費の土木費の中で、この金額がなぜ不要なのかという説明の中で、市の財政が大変逼迫をしようということが説明されたと思うのですが、この金額のどこにその問題

点があるのかというのは、もう一つ説明を聞いてもわかりませんので、このことについて御説明をいただきたいと。

これは予算委員会の中でもまだ事業実施が先ではないか。だから、今回の予算の中で、すぐに債務負担行為として買うのは、その間の金利がかさむやないかというような予算委員会での議論があったと思うんですが、そういう点でこの事業そのものを否定されるのか、いや出す時期がまだ早いと言って提案してあるのか、その辺の説明をいただきたいと。

もう一つは、農業公園の問題でも修正の理由が述べられたんですが、このことはちょっと私もなぜこういう修正が出たのかというのはわかりませんので、この分についてはもう一度御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 同和行政につきましては、政府におかれましても終結がなされ、同時に同和行政が終結なされるにもかかわらず、同和教育が続くというのは矛盾であります。私は、同和地域と一般地域に垣根を設けるような同和教育については、断じて廃止すべきものであります。

また、同和教育の歴史については、多くの部落の人たち、また多くの民主的な教師の皆さんの努力によって、未就学、高校進学、地域の改善がなされてきました。私は、それには大変頭の下がる思いであります。今日その努力を得て、一般と同和地域の垣根を払った、そういう同和教育はやるべきものではありません。以上であります。

2つの砂川駅前再開発の問題ですけど、債務負担行為は、これはいわゆる借金の前倒しですけど、これについては227万というのは、これを調査するということは、将来的に債務負担行為のこういうことを許すことになり、また泉南市の借金をふやすということで、私は将来を見込んでこういうことはすべきではないということで反対であります。

それから、農業公園は、これはもう総予算、事業費25億円、今後4年間に15億円近くのお金を支出いたします。そのうち約60%近くが市債及び市の特定財源になると思われますので、これ

もまた市の財政を大変圧迫すると予定されます。その意味を含めて削減を主張するものであります。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で修正案に対する質疑を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 反対の立場で討論をさせていただきたいと思うんですが、2001年度大阪府泉南市一般会計予算に対する修正動議に反対の立場で討論させていただきたいと思います。

今も議論がありましたが、砂川樫井線における和泉砂川駅前地域再開発等調査費については、私も若干問題があると考えております。しかし、この同和事業の修正、削減については、私はこの問題というのはいよいよ市民全体の課題となってくるという認識をしております。今まではどちらかといえば、やはり被差別部落の人たちの運動に寄りかかってきたという面が市民全体からいえばあると思いますし、行政においてもそのことの十分な理解のないまま、結局運動の力に引っ張られた面は否めないことがあります。

しかし、これは何も同和事業だけではなしに、あらゆる社会問題はその現場から強い運動が起こり、そのことに行政が動かされて行政運営をすることは当然であります。しかし、特に差別という問題、人々の心の中にかかわるこういう問題については、より困難な問題が生じてまいります。それだけに行政のこの問題に対する理解度というのは大変重要であります。

しかし、この同和問題が国の施策として地方自治体に特別な財政負担をかけないという、ということから私は画期的な同和事業の実態があると思うわけであります。それだけに行政は、横並びで他市の顔色を見、大阪府の方針に従って、没主体的にやってきた面があるのではないかと思います。

これからいよいよ差別の実態が現場にはあるわけですから、そういう国や大阪府の施策が

なくなったときに、特に行政自身のこの問題に対する主体的な力量が問われてくるのではないでしょう。まさしくこのことは地方分権ということからいえば、差別の実態にしても、地域地域によってはその具体性は違います。本当にその中に入り込んで、私は差別のない社会をつくるというのは、単なるかけ声だけではなしに、その具体的なところに立場を置いて独自の政策をしていかなければならない問題だと思うわけであります。

私は、被差別部落のすぐ隣接するところに住んでおります。そこで感じる私の部落問題への市民の理解を見ますとき、ほとんどそのことの学ぶ機会もありませんし、やはり関係性も余りないわけですから、どうしても自分の主体的な問題として市民が感じる環境にはないと思います。そういう意味で、これからは本当の意味での同和施策、同和事業ということが求められておるわけであり、提案者の成田氏が言うように、もう同和教育なり同和事業は不要だという立場は、私は全く理解できませんし、これから一人一人が同和問題について議員であれば特にあなたはどうか、どういう解決策があるかということが自分の言葉で答えられなければならない。そのことがこれからの同和事業、同和問題に対する姿勢ではないかと思えます。

そういう意味では、今提案されました成田氏の提案については、全く見解を異にいたしますし、そういう面ではただ名前がなくなればそういう問題がないのだということになるのではないかという危惧を持って反対をいたしますので、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いを申し上げます。議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で修正案に対する討論を終結いたします。

次に、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。——松本君。

11番（松本雪美君） 議案第15号、平成13年度大阪府泉南市一般会計予算について反対の立場から討論をいたします。

さて、今日本経済は、放置することができない深刻で新しい危機に直面しています。日本経済の6割を占める個人消費は、93年以来8年連続で

減り続けて、特に消費税増税などの9兆円負担増が強行された1997年以降、所得と家計消費の減少が急速に進んでいます。この3年間に勤労者世帯の実際に使える所得——可処分所得は、1人月平均で2万4,000円、家計消費で1万6,000円も減り、これほど落ち込んだのはかつてなかったことです。失業者は、1970年の石油ショック後の1978年は不況時で124万人、80年代の円高不況時で173万人、現在は320万人にもなっています。昨年企業の倒産は1万9,000件、負債総額は約24兆円と過去最大規模になっています。

政府は、日本経済の現状を穏やかなデフレ状態にあると認めました。物価が下がり需要が減少するというデフレがこのまま推移すれば、企業の売上げがますます落ち込み、国民の所得と消費、需要を一層落ち込ませ、さらにデフレがひどくなるという悪循環に陥る、まさにその瀬戸際に日本経済が立たされています。日本経済がここまで落ち込んだ最大の原因は、自民党政治、自・公・保連立政権が、1997年以来日本経済の6割を占める個人消費を痛め続け、冷え込ませる経済失政を繰り返してきたからであります。

第1には、消費税引き上げなどの増税政策を押しつけたためです。我が党は国会で、国民に年間9兆円という負担増は、不況のもとで国民の消費にこんな打撃を与えたら取り返しのつかないことになる。これは、日本の経済のかじ取りを決定的に誤るものだと警告しました。しかし、この警告を無視してさらに強行された消費税増税など9兆円の負担増が国民の暮らしに深刻な打撃を与えて、わずかながらも立ち直りかけていた日本経済を再びどん底に突き落としたのであります。

第2には、社会保障の連続的な改悪も強行しました。この間、年金は支給開始年齢が先延ばしされ、40歳の夫婦で生涯に受け取る年金額が1,000万円も削減される仕組みがつくられ、老人医療費の引き上げも強行されて、深刻な受診抑制が行われました。介護保険制度も負担が重くてサービスを受けられないなど、国民と高齢者に苦痛をもたらすものになってしまいました。これらの連続改悪による給付の切り下げや負担増が、命と健

康を脅かすとともに国民の所得を奪い、将来の不安を募らせ、それが個人消費を冷え込ませる大きな要因にもなってきました。

第3は、大企業のリストラを応援する政治であります。失業者をたくさんつくり、賃金、ボーナスカットをするリストラ競争が、国民の購買力を奪っただけでなく、ものづくりの基盤を崩すなど日本経済と産業を荒廃させています。リストラでもうけを上げることは、個々の大企業にとっては都合がいいことのように見えますけれども、社会全体で見ればそうではありません。失業の増大や賃金、ボーナスのカットは、国民の所得を減らし、消費を冷やして経済をさらに悪化させます。こうして経済全体が縮小すれば、そのツケは売り上げ減少という形で大企業自身にもはね返ってきます。

ところが、政府は、リストラをすれば税金をまけてやるという仕組みまでつくり、このリストラ競争をあおり応援し続けてきました。産業再生法による減額は上位で10社だけでも226億円にも上り、その支援で2万3,000人ももの人員削減が行われています。これでは政府が不況運動の先頭に立ったようなものであります。こんな国は世界じゅうどこにもありません。日本経済が今深刻な危機に直面しているのは、こうした国民の暮らしを痛めつける経済失政が続いた結果です。こうした失政を進めた自民党中心の政権の責任は、極めて重大であります。

こうした日本経済の危機的状況が泉南市に生活する6万5,000市民にどのような深刻な影響を与えているのか、市長の今議会冒頭の市政運営方針でも全く見えません。政府経済企画庁や日銀の経済報告をそのまま引き写しにしたような一般的な概況を示されるだけです。政府が言うような社会・経済情勢がどのように泉南市に影響を与えているのか、そのままストレートに及んでいるのか、それとも他の外的要因などを織り込み、いろいろな変化をつくり出しながら影響を与えているのか。

今、暮らしも営業も立ち行かなくなっているこの大変なときに、やみのその向こうにいつになったら光を見出すことができるのか、市民はまずそのことを知りたがっています。そして、市当局が何よりもその対策を指し示してくれることを期待

しているのです。今年度の予算は、果たしてそのような市民の期待にこたえるものになっているでしょうか。

第1に、暮らしの問題についてであります。

今、泉南市の地場産業であるタオル、作業手袋、特紡繊維などの製造業は、過半数を超える輸入製品を前に、廃業、倒産、操短などいまだかつてない経営危機に追い込まれています。市が商工会の協力で作くり上げた地域振興対策事業報告書でも、作業手袋では全事業所のうち83%が売り上げ、受注の低下を、72%が製品――加工単価の低下を訴えています。今や不況、地域間競争など国内問題だけでなくなっています。今こそこの危機打開に向けての非常事態宣言を発し、情報の収集、人的・財政的支援など市挙げての体制の強化が求められているのではないのでしょうか。

ところが、本年度予算では、ベンチャー企業への補助金を引けば商工振興費は昨年比で減額され、内容も商工会などへの旧態依然とした補助金だけで、市が率先して取り組む施策費は皆無であります。タオル業界の危機打開の大会に出席した、セーフガードの発動に賛同の意思を表明したなど、要請されそれにこたえたという消極的な対応ではなく、今の業界を取り巻く厳しさを認識した積極的な体制づくりを求めるものであります。

農業についても同じことが言えるのではないのでしょうか。タマネギを初め泉南の特産品も、輸入農作物の増加により生産量が激減しています。対応する予算にはなっていません。このような業界挙げての危機のもと、そこに働く人たちの雇用状況も深刻です。にもかかわらず、有効な予算措置は皆無です。

第2に、福祉、医療の問題です。

その1は、高齢者対策です。

ことし1月から医療費の改悪がなされ、昨年10月の老人医療費一部負担助成の打ち切りもあり、4割を超える高齢者が受診抑制を余儀なくされていると言われていています。昨年の敬老祝い金の大幅カットに続く福祉見舞金の全面カットは、まさに高齢者に追い打ちをかける何物でもありません。とりわけ、出前型・出張型福祉が求められているとき、高齢者にかかわる人員の削減は、高齢者の

福祉の後退です。

済生会泉南病院の移転に伴い、1日平均150人を超える通院者の足の便についても調査費すら計上せず、病院に無責任に依存して、他市町の対応や2001年度も南海バスの1路線の廃止が避けられないことから、先延ばしできない巡回バスについても、予算の上から全くやる気は見られません。介護保険被保険者の負担軽減、サービス利用料の軽減についても、予算はもちろん期限を明らかにしない裏づけのない答弁に終始しています。

その2は、身体障害者対策です。

障害者基本法が制定され、泉南市でもその具体化である泉南市障害者基本計画が一昨年3月に策定され、主要事業としての段差の解消、公共施設のバリアフリー化や障害者の社会参加などは、2002年を達成年度に決められています。今年度予算にも実施計画策定に向けた予算すら計上されていません。基本にかかわる重大な問題の欠落を指摘します。

その3は、母子福祉にかかわる問題です。

今年度予算には30%の保育料金の引き上げが含まれています。しかしその一方で、やっと土曜日の延長保育が実施され、他市の水準に近づきました。しかし、延長保育、病時保育など国が策定を求めてきた緊急保育5カ年事業計画は、最終年度の1999年度が経過しているにもかかわらず、計画の立案なし、実施状況はゼロと各市との保育水準が広がるばかりです。市独自の乳幼児医療費の通院の無料制度でも、府下各市では4歳未満児までが多数派になっているとき、そのおくれを指摘しないわけにはいきません。

府の老人医療助成制度の大幅縮減、老人医療一部負担助成制度の廃止に同調し、敬老祝い金の大幅カットで浮いたお金は、億を超える額に達しています。その上、他市に比べ市民病院への繰り出しを差し引いても、極端に低い保健衛生費など福祉、医療に回す財源は十分あります。21世紀のキーワードを人権、教育、福祉、環境と言われる市長の言葉とは裏腹の予算になっていることを強く指摘をしておきたいと思えます。

1997年度から進めてきた行財政改革は、市

民サービスを低下させないことを基本にと言いながら、ことし2001年で7年目、まさに市民犠牲、社会的弱者に負担を強いるものであることがくっきりとあらわれているのではないのでしょうか。

第3には、教育の問題であります。

すべての子供たちに基礎的な学力を保障する学校教育をと、だれもが求めるのは当然のことです。しかし、子供たちの学校での荒れや学級・学校崩壊の実態は、大変ひどいものであるということが教育委員会から出された資料やこの間の論議でも明らかになっていますが、このような学校の状況は、一生懸命勉強したいと思う子供たちにまでも悪影響を与える結果となっていることは否めません。

今、学校嫌い、勉強嫌いの子供たちはどんどんふえています。日本の子供たちの学力危機の実態は、先日の国際調査でも世界のトップクラスになるという結果も発表され、愕然とさせられました。こうしたもとで、どうしたら子供たちを大切にできる教育を進めることができるのかを真剣に考え、取り組みが待たれています。

こういう立場から今年度予算を見てみますと、教育基本法では子供たちの教育を受けるための施設の整備をしていくことは当然市の義務であるにもかかわらず、市はことしも老朽化した学校の校舎の大規模改修はせず7年間放置したまま、何度尋ねてもいつから改修するのかは一切答えず、耐震調査の名をかりて大規模改修は先送りをしています。

子供たちが学校生活で何よりも楽しみにしており、健康維持に欠かせない学校給食の問題では、給食センターは老朽化し、築26年も経過している。保健所からの改善の勧告も出ており、ドライ方式での建てかえには十五、六億もかかるのに、その方向も示さない。勧告で指摘された部分改修だけでことしは2,300万円、来年には食缶消毒保管器など購入すると言っています。勧告を受けている箇所ですえ2年にわたっての改善です。十分なお金をかけず勧告箇所の改善を先送りして、事故なく過ごせる保障はどこにあるのでしょうか。おいしい安全な給食づくりにお金をかけない安易な対策しかとらないことは問題であります。これ

では子供たちを健やかに守れるでしょうか。

需用費としての教材費は、子供たちにわかる授業をする上でも必要なものなのに、一律5%カットをしていること、IT革命と騒がれる今の時代に、コンピューターを中学校に導入することも先送りするなどなど、教育予算は本当に少なく悲しくなる現状であります。

雄信公民館は廃止されるのに、新設の計画も持たない。樽井公民館以外には自主事業はほとんどなく、貸し館が中心になっている運営です。市民の生涯学習の場が安上がりの社会教育の場となっていることも問題として指摘をしておきます。

一方、いまだに同和教育費には4,400万円もの予算化をしています。教育は、不当な権力に屈することなく、中立、公平に行わなければならないことが教育基本法にもしっかりとうたわれているのに、市の同和教育研究協議会には補助金を出し、民間団体の幹部だけを招聘するような誤りをいまだに続けています。教育の中立性を守るためにも、特別な同和教育関連予算は削減をするべきであります。鳴滝幼稚園も同和施策の一環として保育所がわりの役割を果たさせるため、給食実施やそのための保母の配置をするなど続けています。13年度末で法期限終結を迎えます。保育は保育所で実施することを求めます。

さらに、人権教育基本方針案が示されていますが、この中には、学級・学校崩壊を引き起こしている今の泉南市の教育の危機打開策はどこにも示されておりません。同和教育を人権教育と名を変えただけです。問題を抱えている当市の教育の現状をどう解決していくのか、今こそその責任を果たすため、責任を持って子供たちを守る危機打開策を示すことを市教育委員会に要求をします。

今まで述べたように、13年度予算では暮らし、福祉、教育、どれをとってみても市民に犠牲を強いる予算になっています。ところが、今日の市財政危機をつくり出した2つの原因については、何ら改善されていません。

第1には、大型公共事業についてです。生活道路とりわけ市道市場長慶寺線、市場中の池線に見られる利用密度が高く、交通混雑が激しい、市民にとってかけがえのない緊急な改修が求められて

いる道路予算は、ことしも計上されていません。幹線道路など飛躍的に都市基盤整備は前進したと胸を張る市長のもと、生活優先のまちづくりが後景に追いやられ、その一方で投資的経費を極端に切り縮めた予算であるにもかかわらず、農業公園事業には4億1,000万円を超える膨大な費用を投入しようとしています。

最近、国でも公共事業には事前の事業評価を条件としています。投資効果、経費の精査、環境影響評価など、今や当たり前になっていることをなおざりにして強行するこの事業については、今ならば引き返すことは十分可能であります。最近、堺で開かれたシンポジウムでも、この種の事業が持続するためには、これにかかわる農家など利益が保障され、本腰を入れられるものであるかどうかかぎとなると言われています。参画される農家の経営保障も含め、事前の合意を十分に行うことが決定的に必要であることを指摘し、その見直しを求めるものであります。

第2は、同和行政の終結についてであります。1997年度をもって同和对策事業にかかわる特別法は廃止され、延期された14項目の残事業も今年度をもって終了します。市がこれまで200億円を超す事業費を投入して進めてきた同和对策事業も、環境改善はその目的を達成しました。これによって、市が同和行政を進めるために線引きをした地区指定も、地区の精通者の意見を聞き、公平な同和行政を進めるためにと設置した市同和促進協議会も必要なくなりました。解放会館の市同和促進協議会への無償貸し付けも必要なくなってきました。何よりも特定の運動団体との関係を、市の主体性を確立する立場から見直すことが必要になってきています。

浴場の管理委託や前畑市営駐車場の貸し付けなどは、即時取りやめなければなりません。市の主体性を踏みにじった住宅入居の選考や決定、浴場の管理のあり方など具体的に問題点を指摘しましたが、答弁はすべて申し合わせたように検討の域を一切出ないものでありました。既に、同和保育所の地区外入所は、府下すべての関係市町村で実施され、住宅の地区外入居も実施が多数派になる状況です。検討するとしか言えない市の消極的な

態度は、到底納得できるものではありません。

最後に、市税収入や市のむだ遣いを省く問題についてであります。

さて、市は2年続きの赤字決算をつくり出し、13年度予算は歳入確保と行政経費の節減に努めるということを基本方針にするとしてつくられたそうではありますが、一般会計では前年の5.5%、11億3,900万円を減額し、総額196億5,400万円とし、公共料金を引き上げ、市民の暮らしを切り捨てる冷たい予算です。歳入で何よりも自主財源として重要なのは市税です。市税は全体の53%を占め、良好な財政運営を進めるためのかぎとなる徴収率のアップは、欠かせない条件です。しかしながら、11年度は81.3%の府下最低の徴収率であり、13年度は徴収率を引き上げることに努力をするべきであります。

さらに、21億円を超える滞納額に対する処理についてであります。11年度決算では2億円を超える不納欠損を出し、13年度もこれを上回るとの予測が明らかにされました。とりわけ滞納額1,000万円以上の高額滞納者の確実な回収見込み額は9,600万円と、滞納繰越総額全体の収税率の見込み19.2%の約半分の9.6%にしかならないことがはっきりしました。マスコミからも高額滞納者、そして中には市長後援会員にも甘い滞納処理の汚名は、今年度も返上できそうにはありません。

また、市民が納めてくれた税金のむだ遣いの問題です。血の汗を流して働き、こんな厳しい不況のもとで納めてくれた市税は、1円たりともむだにできないはずであります。契約の問題では、12年度中で設計価格1,000万円以上の事業の落札は、9割以上が95%以上の高値に張りついたことを見ると、本当に競争の原理が働いた入札になったのかと思うばかりであります。公表された入札予定価格と最低価格との差額は何と6,570万円にも達しており、この額はまさにむだ遣いであつたと言わざるを得ません。

13年度においては、財政危機を救うための財源を生み出すためにも、絶対にむだ遣いはさせないことでもあります。競争の原理を正しく働かせる談合防止対策を講じる公正な入札制度の確立こそ、

当事者である土木や建築、水道にかかわる業者の皆さんの強い要望でもあります。このことを最後に市長に強く申し上げておきます。

以上、市財政危機を市民犠牲で切り抜けを図る予算になっていること、財政危機の原因である大型公共事業の見直しは拒否し、同和行政の終結は検討の域を出ていないことを最後に再度指摘をして、反対の討論といたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまは議案第15号の一般会計予算原案に対する討論であります。ほかにありませんか。——以上で原案に対する討論を終結いたします。（発言する者あり）

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第15号に対する……（発言する者あり）御静粛に願います。それであれば声を上げてください。わかりません。声を上げてください。手を挙げて声を出してください、わかりませんので。（発言する者あり）

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第……（発言する者あり）お静かに願います。まず初めに、議案第15号に対する成田政彦君ほか4名から提出されました修正案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議案第15号に対する修正案については、否決されました。（発言する者あり）お静かに願います。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

本件に対する委員長の……（発言する者あり）お静かに願います。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よ

って議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま議決いたしました一般会計予算を除く他の19件の各会計予算について一括して討論を行います。討論はありませんか。———
小山君。

〔真砂 満君「議事進行」と呼ぶ〕

3番(小山広明君) それでは、討論をさせていただきますと思います。

議案第15号の一般会計を除く中で議案第29号、平成13年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計に反対の……

議長(奥和田好吉君) ちょっと待ってください。
真砂君。

5番(真砂 満君) 議事進行で、議長済みません。

先ほどからいろんな声の中で本会議がやられると、非常に聞いてても何を言ってるかわからないと。さきに私が挙手を当てられたときにも、議長が、私は議事進行と言いましたけども、両方手を挙げてましたので、その辺の混雑もあったのかというふうに思いますけどね。

それぞれの御意見なり議長の裁断も一応下ったというふうに思っておりますけれども、やじであればやじというふうな整理の仕方をしていただきたいし、議長と言う挙手であれば、その辺の整理の仕方を議長としてきちっとやっていただきたい。そして、静粛の中で議事の進め方、運営をしていただきたいというふうに思いますので、その点議長におかれましては、きちっとしていただきたいというふうに思います。

議長(奥和田好吉君) はい、わかりました。

次に、ただいま議決いたしました一般会計予算を除く他の19件の各会計予算について一括して討論を行います。討論はありませんか。———
小山君。

3番(小山広明君) それでは、討論をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第29号、2001年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計に反対の立場で討論をさせていただきます。続いて、議案第31号の200

1年度大阪府泉南市下水道事業特別会計、それから一番最後の議案第34号、2001年度大阪府泉南市水道事業会計予算に反対の立場で討論させていただきますので、よろしく願いをします。

私も議員になりまして一般会計で討論できなかったのは初めてでありますから、ぜひ議会の様子をよく見て確認をして議事を進めていただきたい、そのように思います。

それでは国民健康保険の問題について意見を申し上げます。

20億5,362万2,000円で、前年比でいいますとプラスの7,893万1,000円という国民健康保険の会計予算が出ております。一般の被保険者の滞納繰り越しを見ますと4億9,596万——これは決算のはっきりしました99年度の決算の結果でありますけれども、4億9,000万、約5億円の滞納繰り越しがあり、その中で不納欠損は6,852万円という状態であります。また、未済は3億8,982万という状況がこの国民健康保険の大変さをよく示しておると思うわけでありませぬ。

ちなみに、市長の健康保険に対する負担は、資料によりますと2万3,250円。これは1,000分の63.7というのが市の税金で負担をしているものでありますから、こういうことからいっても、もっと不利な状況にある国民健康保険の加入者については、政策的な制度的な改正が強く求められるわけでありませぬ。市長も本会議答弁等でも、市長会を通して制度の抜本的な改正の決議をし、国にも申し出ておるといことが報告されておりますけれども、私は日本の中で最大の圧力団体といひませぬか、大きな力のある組織は市長会がその1つではないかと思ひませぬ。そういう意味から、そういう市民の声を国の方に届けて、やはりこの抜本的な改正をしない限り、先ほど言ひました不納欠損や、また未済によつての財政運営が大変困難な状況になると思ひませぬ。

一般会計から繰り越しが8,000万円出ておりますし、13年度でいいますとこの額は5,669万円とむしろ減額の方であります。こういう国の制度の矛盾に対しては、やはり一般会計からきちっと補てんをしていく責任が私はあると思ひ

ます。そういう意味で、この問題は一挙に解決の方向にはいかないわけですが、これまでずっと議会の中でも議論をされてきたことでありますし、こういうものに何ら具体的な進展のないまま出された予算には反対せざるを得ません。

次に、下水道事業のことで御意見を申し上げます。

23億9,877万6,000円、これは前年比で1億7,200万円の減額にはなっております。しかし、この会計の問題点は一般会計からの繰り入れが13億円と大変大きなウエートを示しており、この下水道事業の性格は、本会議等でも答弁されておりますように、いろんな手法がある中で一番高くつく事業方法であると思います。本会議答弁の中でも、合併処理浄化槽に比べて5から6倍の費用がかかるということも言われておりますし、市長が誇りとする32%を超える高い伸び率にしても、府営住宅の前畑団地や一丘団地という大規模な既に水洗化してあるところをつなぎ込んだ数字でありますから、本当にそのような下水道整備が欲しい旧市街地は、余り進んでいかないのが実態であります。

地場産業という中で、地場のいろんな中小業者がかかわれる事業としても、小型合併処理浄化槽は有効性を持つわけでありまして、またつけない人がいつでもつけれるという、そういう優位性を持ってあります。確かに、その管理をするのは手間暇がかかると言われておりますが、それだけに大手企業では入りにくい、これこそ地場産業の得意とする分野であります。手間暇かかるということこそが、これからの小さな自治体においては、むしろ特徴として地域の活性化を私はしていくべきではないかと思っております。

例えば、この23億円の予算の中で、独立会計としての収入は使用料であります。これは、わずか1億4,000万円ほどしか予算でも組まれておりません。これ以外はすべていわゆる公費負担になってくるわけであり、市の財政が大きく悪化しているその大きな要因は、二百数十億円の一般会計予算の中で、多いときには40億円、現在は23億円ということになっておりますが、この負担がどれだけ市の財政を圧迫しているかわかりませ

ん。

これまで私がずっと言ってまいりました北海道から沖縄まで同じ方式でこの下水道事業が引かれている。道路の下に伏せるわけでありましてから、計画どおり進められるということで、忘れもしないあの中曽根内閣のときに、アメリカに約束した450兆円の内需拡大のその中心事業がこの下水道事業であり、まさしくこれは地方自治体を財政的に破綻に陥れている問題であります。

今の方法は、市の発表している数字によっても40年から50年かかるということでありましてから、これだけ環境整備が待てるわけはありません。今、国の方でもその矛盾点に気がついて、今泉南市でも小型合併処理浄化槽の事業もあり、今のような流域的な大型の公共流域のこの方式と2つの方法でやっておりますし、このことは将来においても大きな混乱を持つと思うわけでありまして。そういうことで、この下水道事業は根本的な1つのことから反対をいたします。

次に、水道会計でございます。

これは先ほどの議論の中でも申し上げましたが、半分以上が山間部を抱えている泉南市においては、豊富な自己水がとれる環境にあります。泉南市は、建設以来ずっと金熊寺川の水を取水をして、市民の皆さんに自己水を提供してまいりました。しかし、2,850トンという許可水量ということによって、急に大阪府から何十年も取り続けておった水の量をこの許可水量に強引に修正されました。一体この中で、泉南市はどのような交渉を大阪府としてきたのでしょうか。私は、法律を守ることは当然でありますけれども、この許可水量というのは、一番川の水が少ないときの最大の量だと言われておりますが、このことは多いときには多しだけ取るというのが合理的なあり方ではないでしょうか。せっかく自然の中を歩いてきたきれいな水をむやみにむだに海に流してしまうというのが今の実態であります。だから、絶対量ではなく率で許可水量を決めるのが合理的なあり方ではないでしょうか。そういうことで、このようなことを努力もせずに水道料金の値上げをしていくあり方は、行政の最も基本的な能力を発揮しないことのあらわれだと思っております。

消費税の問題については、先ほども言いましたから詳しくは申し上げませんが、政策として水道料金には消費税をかけないということを決し、議会の議決もしてきたわけでありますから、このことは当然国に制度改革を申し上げるべき問題でありますし、それまではやはり一般会計から消費税分は補てんをするというのは当然ではないでしょうか。市民の皆さんには消費税はとっておらないんですよと言っておりながら、市民の皆さんから集めた水道料金からごっそりと消費税を国に納めておたということは、議会の審議権に対しても私は重大な問題を持つと思うわけであります。そして、今になってあれは間違いであった、市民の皆さんが理解しておらなかったからだ、というようなことを平気で言う。

私は、理事者が提案をすることは自信を持って、また議会でも決まったことは絶対のものとして、やはり自信を持ってやっていくべきだと思います。そういう審議権の問題からいっても、消費税の今日までの扱い方については大変問題があるということで、水道会計に反対をいたしますので、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———巴里君。

22番（巴里英一君） 議長のお許しを得ましたので、無口でつたない私でございますが、討論いたしたいと思っております。

ただいま上程されております議案第16号、樽井財産区会計歳入歳出及び議案第27号までの財産区的財産の扱いで処理されている狐池財産区会計から信達岡中財産区会計予算まで12件の財産区会計議案について、反対の立場で討論いたします。

去る23日、予算審査特別委員会に付託されました本議案について、日ごろ私は本会議を初め関係各委員会において、この財産区の管理・運営のあり方について質問、質疑を行ってまいったところでありますが、特に樽井財産区の管理・運営については、御承知のように、去る平成7年第1回定例会において検査及び監査の請求の地方自治法第98条に基づく樽井財産区会計調査特別委員会

が設置され、平成8年6月第2回定例会までの約1年間にわたって、金銭収支の不透明な動き、合併調書記載財産増減の件、財産区管理会委員7人だけでなく、区長初め区役員など数十名が毎年公金補助を受けたその上、財産区会計から管理者の承認を得ず不当に公金を支出し、研修に名をかりた豪華な旅行を長年にわたって行われていた件、使途を監査すべき議員も毎年招待を受けていたという事実、また財産区所有の貸し付け土地代金を長年にわたって樽井区が不法に徴収していた事件や収支歳入歳出の件等々、財産区の管理・運営のそのあり方に議会の手による解明がなされたのであります。ちなみに、そのときの報告は堀口現議員であります。

平成8年6月議会において市の答弁として、今後は法的処置を含め適正に管理・運営していくとの報告が最前申し上げました堀口委員長からされ、了承されたところであります。

私は、行政の果たすべき、なすべき手腕に信を置き、期待をしていたのであります。しかしながら、その後機会あるごとに財産区に質問、質疑を行ってきたところでありますが、いかんせん98条調査特別委員会での答弁とは違い、一部は改善されたとはいえ、現在の管理・運営は、固有財産に損失を与える運営をしていると言わざるを得ないことは、まことに残念であります。そのポイントを何点か指摘いたします。

まず第1点は、中央土地への賃貸借について、歳入は八百数十万円ですが、実質使用者は別法人の樽井自動車教習所であり、賃貸借の中央土地でないことは若干の質疑でも疑義があることが判明いたしました。

その2点目は、公有地の又貸しであり、契約書にはその条項はなく違法であること。

その3点目は、この土地の土地利用について、中央土地と樽井自動車教習所との関係の不透明さ、他に市との賃貸料を大きく上回る利益を得ているとの疑いがあることであります。

次に、2207番地についてであります。賃貸借件数、平米数の割合にして98条調査特別委員会でも指摘してきたことがいまだに是正されず、賃貸料1件当たり単価が安価であり損失を与えて

いること、この7件の土地総坪数は約292坪であります。その歳入は10万2,000円であり、割ると坪の賃貸料は年間350円、月額にして30円足らずであります。ちなみに、市内の賃貸料は現在月額場所によって若干の差はありますが、大体500円から1,000円程度となっているというふうに聞いております。公有地であることを加味しても、余りにも民間高と隔たりがあることに何ら疑義を感じることもなく、適正化をせず放置していること。また、樽井財産区管理・運営のあり方と、管理するために最も必要であり、備えていなければならない当該財産区の正確な地積更正図がなく、アバウトな土地の管理・運営を行っていることであります。

次に、今年度ホンテス工業株式会社への賃貸の駐車場整備事業1,225万1,000円の件についてであります。

その第1点目は、この事業は公金支出でありながら、なぜ民間の樽井区長にその駐車場整備に1,200万以上もの大金を付し、施主となさしめたのか。市の業者選定指名権、入札・落札の行為、泉南市の130万円以上は指名競争入札とする規定を準用せず、5社でもって見積もり合わせで業者決定なさしめた行為は、行政執行権の放棄であり、法的にも問題があるということ。

その2点目は、賃貸借面積は約210坪、賃貸料は月額4万1,000円、年間49万2,000円であり、事業費1,225万1,000円の支出に見合う収入を得るには約25年間、金利を入れますと30年を超えるという年月がかかり、その間何らの利益をもたらさないということであります。その要因は、住宅と違って営利企業に対し、坪単価にして月額約200円足らずという安い賃貸料にあることであります。

こういった財産区の運営・管理のあり方は、地方自治法、商法、民法、刑事訴訟法等に抵触する疑い、あるいはしている可能性があるという指摘せざるを得ません。したがって、市理事者及び職員や関係者は、この樽井財産区財産の管理・運営のあり方といま一度法に基づききちっと整理すべきであり、本予算審議における質疑を通して今まで以上に明らかになったということであります。その

ことでよしとするわけにはまいりませんし、甘い運営・管理をしてはならないということをまず自覚と理解をされ、その点を肝に銘じて今後執行されんことを願うものであります。

しかし、百年河清を待つということのないような厳正な処理を強く望むところであります。その他の狐池財産区会計以下信達岡中財産区会計までの11財産区会計については、法に基づかず財産区的財産として準じる扱いで執行されており、既に何度も質問、質疑で明らかにしているところであり、改めて指摘をするまでもないことですが、この財産区的財産は減じていくとの過去の答弁と相矛盾する現状を見ると、今さら何をかを言わんということで、言を持たずの思いであります。その思いを持って、財産区にかかわる全会計についても反対するものです。

参考までに申し上げますが、樽井財産区の平成6年度決算は不認定でありました。見識ある議員諸氏は、私が明らかにしましたこの樽井財産区会計及び各財産区会計全12件に対して御賛同賜りますことを願って、壇上から反対討論といたします。

ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 御指名を賜りましたので、議案第33号、平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算並びに議案第34号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計予算、以上2件について反対の立場から討論してまいります。

まず、議案第33号、介護保険事業特別会計についてであります。

2000年度4月から実施された介護保険制度は、国が責任を持ついわゆる措置から国民に負担を転嫁する契約に、福祉のあり方を根本から転換いたしました。このことにより、国は負担を2,500億円軽減したのを初め地方自治体の負担も軽減され、負担はすべて被保険者、利用者に押しつけられました。だからこそ市は、少しでも市民、利用者の立場に立って軽減を図らなければならなかったわけであります。

ところが、市はこの制度の準備段階でボタンの

かけ間違いをしてしまいました。福祉のあり方が根本的に変わる制度改悪の重要なとき、市は行政改革の名のもとに必要な体制をつくらず、出発をいたしました。実態調査を十分にすることなく、厚生省が出してきたワークシートをそのまま引き写した算定基礎をもとにサービスの必要量を積算し、他市の2倍から3倍という供給量を出しました。それが府下第3番目の高い保険料になりました。1年を経過して結果は明らかであります。1億数千万円の余剰金が出ております。当然、このお金は高い負担のため、みずから利用抑制をせざるを得ない被保険者、利用者の皆さんに保険料、利用料の軽減で還元すべきであります。この当然の措置をとらずに基金にため込み、口では還元を検討すると言いながら期限について明言しない市当局のここでも高齢者に厳しい政治姿勢の転換と、被保険者、利用者への速やかな還元措置を求めて、反対の討論といたします。

次に、議案第34号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計予算についてであります。

今回の予算案は、7月からの料金引き上げを想定したものであります。今回の水道料金引き上げの原因は、余りにも明白です。1992年から始まったりんくうへの配水管布設事業の大誤算です。1日給水量5,000トン、年間2億3,000万円を越す料金収入を予測しての9億3,000万円を越す投資、そしてその減価償却3,000万円が避けられない大事業の目算が大きく狂い、7年間の減価償却費の累積額約2億円強が水道料金にもろにはね返っています。市当局のこの巨大な投資の誤算のツケを市民に押しつけることが果たして許されるでしょうか。

また、現在進行中の新家種河神社裏の大開発への上水供給の事業が、市の投資額に見返りだけの料金収入が確保される見通しが現下の社会・経済情勢から十分見込めるでしょうか。今年度水道事業会計の資本的収支の中には、この懸念される開発への予算措置が入っています。りんくうの大誤算の轍を踏まない保障がないと言い切れるでしょうか。阪南9市中6市で実施されている福祉料金も見送られています。市民生活をこれ以上逼迫させてはならない立場に立って反対をしまいいりま

す。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本19件に対する討論を終結いたします。

これより本19件の各会計予算について順次採決いたします。

まず、議案第16号 平成13年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算から議案第27号 平成13年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算までの以上12件の各財産区会計を一括して採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおりいずれも原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第16号から議案第27号までの各財産区会計予算12件については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第29号 平成13年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 全会一致であります。よって議案第29号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第31号 平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第31号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第33号 平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第33号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第34号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第34号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました16件を除く他の各会計予算3件について、これより一括して採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本3件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって本3件の各会計予算につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第23、議員提出議案第1号 泉南市議会政務調査費の交付に関する条例の制定につ

いてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） ただいま上程されました議員提出議案第1号、泉南市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方分権が叫ばれる中、去る平成12年5月に地方自治法の一部が改正され、それにより創設された政務調査費は、従来、本市は補助金として交付されていた市政調査研究費を、今回地方自治法に支給根拠を置き、市においては条例によりその交付対象、額、交付の方法等を定めることが義務づけられたことにより、本条例の制定案を提案するものであります。

なお、これは法の趣旨であります議員の調査活動基盤の充実を図るため、調査研究費の助成を制度化し、あわせて用途の透明性を図るためのものであり、その内容につきましては、過日御配付させていただいております条例制定案の通りであります。

何とぞよろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。議員提出議案第1号の提案理由の説明といたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 今、御提案をいただきました分でございますが、この金額の根拠について御説明をいただきたいのと、それから報告の場合に、収支報告書を作成し議長に提出となっておりますが、この場合の収支報告書の内容について御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ただいま小山議員の方から、金額の根拠、2点目に調査費の議長への報告の内容についての質問がありました。

金額の根拠につきましては、過日各会派の代表者会議でもちろん御審議いただきまして、その結果決まったわけではありますが、具体的には議案書にもあるように5万円ということで決定をして、今回諮ることになりました。

それから、報告につきましては、この条例に定めるものとのほか、この交付に関しいろんな請求並びに交付、その報告については、別途市長がその規則を定めるということになっておりまして、概略は大綱9項目にわたる科目の中で、その金額等その内容の報告と、このようになっております。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 5万円が決まった経緯は、代表者会議でという御説明だけでした。この5万円というのは、市の今回の予算書では48万円、月4万円ということで予算計上されと思うんですね。当初、市の方からも、現在は条例化しておりませんが、補助金という形で1人当たり月3万の調査費が出ると思うんですね。もう1つは、会派研修として年間12万円ということで、月に直せば1万ですから、それを合わせても4万ということですね。この5万になったのは、実質的には1万アップする内容ではないかなと私思いますが、なぜこの今の状況下で財政が厳しいという中で、理事者の方も給与カットまでしておると。議員の方も、私は議員の報酬もやっぱり理事者に合わせて下げるような措置をしないと、とても市民の理解が得られないと思うんですが。そういう点でこの年間12万円上げるとするのは、私はとても今の状況からは市民の理解は得られないと思うんです。なぜ、こういうようなアップをされたのかですね。

それから、もう1つ聞きましたのは、収支報告書の内容でございますが、ここに書いてありますように、理念的には施行規則の中で用途基準ということで、交際費的なものはだめですよ。それから、党費とかその他政党活動に関する経費はだめですよ。もう1つ最後に、その他議員の行う調査研究活動の目的に合致しない経費と、こういうことがうたわれて、これにのっとって請求をするんだと思いますが、当然どれだけ払ったかというのは、領収書をつけるのは社会的な常識で当たり前のことなんですけど、領収書を添付するというのは規則の中にも書いてございませんが、これは当然ちゃんとそういうものに使ったのであれば、領収書を添付するのは当たり前でありますし、今

回の条例の提案の大きな理由がやっぱり透明性をより高めていくということですから、当然そういうように私は思うのですが、領収書の添付というのは書いてないけど、それは当然のことだということで提案されておるのか。その2点の御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 改めて小山議員からの質問であります。1つは、ただいまも質問をお受けいたしましたように、5万円という根拠について改めての質問でありました。もう1点は、いわゆる使途に当たって領収書の添付、この解釈も問われたわけでありました。

まず、5万円というものの考え方ではありますが、今も質問の中でおおむねその内容にも触れておられましたので、1つはいわゆる会派視察の分が一定入るであろうと。それから、もう1点のいわゆる根拠はどこなのかと。実質1万円アップになるのではないかというふうなことの、いわゆる財政的な根拠はどうかというふうなことも改めて問われたわけでありました。

私は、代表者会議に基づいてこのたびこんな形で提案しておるわけでありましたが、その中でこの財源に関しては、既に政治折衝が行われておるといふふうに理解をいたしております。

そして、議員の調査費がなぜこれぐらい要するのかという根拠、これは今まで3万円という形でその収支決済報告がされる中、やはり今の時代に合った、今の議員の活動にふさわしい調査研究をしていく上では、やや物足りないんじゃないかというふうな観点もあったと思います。とりわけ小山議員等のように、有明海であるとか、また日本海で油の流出があった等々の実態を調査したり、あるいはその危機管理等で調べられる議員さん等にあられては、とても足り得る数字じゃないであろうというふうに思うわけでありまして、幸い今回のこの議案につきましては、申請主義をとっております。

そういった意味で、たくさん——たくさんと言ってもなんですけども、必要な方は必要な分、あるいは幸いにして余った分は返却するというふうなシステムになっておりまして、非常にオープン

になっておるんじゃないかなというふうに私は理解しております。

その中で、あわせてその使った費用に対する整合性、これは領収書添付はもちろんであります。特に、昨年より泉南市は、市の公開条例でもちまして、議員のこの調査費に関してもオープンにされなければならない。したがって、一般市民がそれを見せてくださいと言ったときは、その要求に対してこたえるような内容からしても、当然この領収書というものは必須の条件であろうと、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——大森君。

4番（大森和夫君） 日本共産党を代表しまして、議員提出議案第1号に反対の立場で討論いたします。

市の危機的財政難の中、その負担を市民に押しつける水道料金の値上げや、行革の名のもとで市職員の賃金カットが進められています。このような中、議会政務調査費の月4万円から5万円の値上げは、市民の納得と合意が得られるものではありません。

不況が最も厳しい大阪の中で、この泉州筋が地場産業の不振などにより大変な状況に陥っています。少なくない市民が会社の倒産、リストラによる失業、賃金の減少や社会保障の切り捨てによる生活基盤そのものが脅かされています。各種公共料金の値上げなど市民生活を直撃する福祉、教育の切り捨てに、市民からは何でも値上げか、生活もできないと嘆きの声が上がっています。

調査費の用途を明確にし、透明性、公開性を図ることは重要であります。市民の合意も得られず、行財政改革に反する調査費の実質的な値上げにつながる泉南市政務調査費の交付に関する条例には反対いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） ただいま提案のありました政務調査費の交付に関する条例の制定について、

反対の立場で討論させていただきます。

質疑の中で領収書添付は当然であるというこの前向きな発言というのは、大変評価をしたいと思えます。しかし、現在実質的には月4万円の調査費が出ておるわけでありましてけれども、1万円のアップについては、やはりとても市民の理解は得られないだろうと思えます。

そういう点で、請求しなければいいという声もあるわけでありましてけれども、それは調査でありますから、それで足りないことは当然であります。しかし、予算の許す範囲という中で、どれだけこの調査費に使うかということが大事でありますから、必要だけ請求できるわけではありません。そういう意味では、市の財政も考えるならば、私はこの限度額を1万円アップするというのは、議会の姿勢としてやはり市民はとても理解できないだろうと思えます。

私は、この案が出たときに市民の方から厳しく言われました。余り私はそのことを言わなかったんです。なぜあなたが言わないのかと。そら調査費もかかりますから、ちゃんと透明性も確保しますということを説明しました。そしたら、その方が言うには、それはあんた方がもらってる給料から出すべきではないか、名目がどうであれ、市の厳しい財政の中で透明性をどれだけ確保しても、市の財政を考えたらそういうことはすべきではない、何を考えとるのかと、そういう厳しい意見に接しました。我々には一定の理由や説明がなされたとしても、上げるということに今市民はとても理解できないし、もしそのことで上げるならば、議会の信用は地に落ちますよとまでその方に言われました。

そういうことで、この問題については、予算全体の中からいえばわずかな金額かも知れませんが、議会の姿勢としてもこの条例のアップに賛成をするなら、私は議会としては大変苦しい状況に陥ると思えます。そういう点で、この1万円をアップした案には反対をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後3時25分 休憩

午後4時48分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時49分 休憩

午後7時52分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第24、議員提出議案第2号「食品の安全を確保するための、食品衛生法改正と充実強化」を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

11番（松本雪美君） 議員提出議案第2号、「食品の安全を確保するための、食品衛生法改正と充実強化」を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

「食品の安全を確保するための、食品衛生法改正と充実強化」を求める意見書（案）

近年、食品添加物や農薬などの問題に加えて、遺伝子組換え食品やダイオキシン、環境ホルモン、狂牛病、O-157など、食品の安全をめぐる新たな問題が続出し、国民の関心は高まっている。

また、先の雪印乳業大阪工場製造の製品による集団食中毒事件は、被害者が大阪を中心に1万5千人を超える未曾有の規模に拡大した。HACCP認定工場であっただけに、消費者は食品安全行政への不信を募らせている。

食品の安全に関わる新たな諸問題に対し、安全性確保の社会システムのレベルを向上させ、政策

決定過程を透明にするための法制度の見直し、欧米では積極的にすすめられており、日本においても、厚生労働省「今後の食品保健行政の進め方に関する検討会」の中で、新たに発生している諸問題に対する行政制度の見直しが必要とされているが、具体化は進んでいない状況である。

よって、政府は、こういった状況をふまえ、食品衛生法の抜本的改正を行い、食品の安全を確保する行政施策を充実強化するため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

1. 食品衛生法の目的（第1条）に「国民の健康のために食品の安全性を確保する」という主旨を明記すること。
2. 食品の安全行政に関する施策について、積極的に情報公開を進めるとともに、消費者の参画を法律の中に明記すること。
3. 食品の表示（第11条）の目的に、「消費者の選択に役立つ」という主旨を加えること。
4. 全ての食品添加物の指定制度への移行を計画的に進めること。
5. 農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的に進め、残留基準の決められていない食品の流通・販売ができないようにすること。
6. 化学物質や新技術に関わる食品・容器包装の新たな不安や問題に対応した予防的な調査・研究の充実、検査体制の充実など、法制度の運用を強化するとともに、安全性の確認について、さらに研究を深め、再検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年3月29日

泉南市議会

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議員提出議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第25、議員提出議案第3号 米原潜による「えひめ丸」衝突、沈没事故に対する政府の厳正な対処を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

18番（成田政彦君） 議員提出議案第3号、米原潜による「えひめ丸」衝突、沈没事故に対する政府の厳正な対処を求める意見書について、案文を読んで提案理由にかえたいと思います。

米原潜による「えひめ丸」衝突、沈没事故に対する政府の厳正な対処を求める意見書（案）

ハワイ・オアフ島沖で、米海軍攻撃型原潜「グリーンビル」に衝突され、宇和島高校の実習船「えひめ丸」が沈没し、35人の乗員の内、高校生や教員、乗組員ら9人が今なお行方不明となっており、家族や関係者の心痛は察するにあまりあるものである。

しかるに森首相は、衝突事故の報告を受けた後もゴルフを続け、国民の大きな憤激をよんでいる事実は重大である。

行方不明となっている9人の捜索の続行、海底に沈んでいる「えひめ丸」の引き上げ、事故原因の究明と責任の追求、米側責任者の関係者への謝罪、あってはならない事故の再発防止など、日本政府として米側に求めていく課題は現時点においても少なくない。

この問題では、森首相のゴルフ問題とともに、政府が現地に派遣した外務政務官が、十分な調査もせずに「潜水艦の救助活動は適切だった。落ち度はなかった。」などと現地で発言したことは、この事件に対応している政府の姿勢を反映したもののとして国民の怒りをよんでいる。

よって本市議会は、政府が下記の事項について緊急・誠実に取り組むよう求めるものである。

記

1. 行方不明者の徹底捜索を続行するとともに、「えひめ丸」の船体を早期に引き上げることを米政府に求めること。
2. 行方不明者の家族や事故被害関係者への謝罪を米政府に求めること。
3. 事故原因の徹底究明のためにも、日米共同の調査委員会の設置を米政府に求めるとともに、すべての調査の過程と結果について公表を求めること。
4. 民間の船舶や漁船、ヨット、実習船などが航行する海洋での潜水艦の緊急浮上訓練や軍事演習を直ちに禁止するよう米政府に求めること。
5. 被害者への心のケアに責任を持ってあたること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年3月29日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 可否同数であります。ただいま報告いたしましたとおり可否同数であり、よって地方自治法第116条の規定により議長において、本件に対する可否を採決いたします。

本件については、議長としては否決といたしま

す。

次に、日程第26、議員提出議案第4号 KSD汚職事件の徹底糾明と、企業・団体献金、パーティ券禁止を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番(大森和夫君) 議員提出議案第4号、KSD汚職事件の徹底糾明と、企業・団体献金、パーティ券禁止を求める意見書について、朗読をもって提案にかえます。

KSD汚職事件の徹底糾明と、企業・団体献金、パーティ券の禁止を求める意見書(案) 財団法人「KSD中小企業経営者福祉事業団」をめぐる事件で、同法人理事長の逮捕・起訴に続き、自民党の小山孝雄参議院議員(辞職)が逮捕され、さらにKSD汚職事件の中心人物といわれる村上前自民党参議院会長も議員辞職願いを提出している。

KSD汚職事件では、20億円を超えるとみられる巨額の政界工作資金が使われ、KSD前理事長、小関容疑者の財団私物化問題と利権に集まる政官癒着、さらに自民党の議席が「買われ」、政治が歪められたという重大な疑惑が指摘されている。

さらに、この巨額の工作資金に中小業者の共済掛け金が使われていたという極めて悪質な事件であり、事件の全容解明は政治の浄化、汚職事件の根絶をはかる上で重要であり、政治の責任は重大である。よって本市議会は下記の点を強く要望する。

記

1. 国会において証人喚問をおこなう。
2. 政党・政治家への企業・団体献金の禁止、パーティ券購入を禁止する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年3月29日

泉南市議会

なお、議員各位におかれましては、最初にお願ひがあります。この意見書案は2月27日に提出

されております。その後、村上前議員が逮捕され、意見書案と情勢が変化しております。この意見書案の本文上から2行目から3行目の小山孝雄参議院議員(辞職)の後に、「村上前自民党参議院会長(辞職)も逮捕されました。」と訂正し、意見書とすることをお願い申し上げます。

議員各位の賛同をお願い申し上げます。

議長(奥和田好吉君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(奥和田好吉君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥和田好吉君) 起立少数であります。よって議員提出議案第4号は、否決されました。

次に、日程第27、議員提出議案第5号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

19番(和気 豊君) 御指名をいただきましたので、同和行政終結宣言案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

同和行政終結宣言(案)

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかんを問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきづくことである。

1997年の3月末で国の「地対財特法」が終了し、同和事業の終結はいまや全国的な流れとなっている。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに35年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつくり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、「同和地区」指定という行政上の垣根をとりはらい、市民の自由な社会的交流と連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開くことである。

よって、本市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成13年3月29日

泉南市議会

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 今、和気議員の方から提案がされたんですが、1つお尋ねをしたいのは、「部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ」というお言葉があるんですが、一体この意味というのはどういうことなのかを御説明いただきたい。わだかまりなくと。

それから、この同和事業なり同和教育啓発がなされてきたことによって、提案者のあなたも認めるように格差が大きく解消してきたという、そのことは否めない事実だと思います。そういうことがあって、あなたが言われるような1つのもう差別という状況はなくなったんだという認識をされとるんですが、この被差別部落の人たちが起こしてきた運動についての評価をどうされていらっしゃるのかということをお尋ねしたい。

それから、この一番初めに言ったこととも重なるんですが、「「同和地区」指定という行政上の垣根をとりはらい」と。こういう垣根というのは、一体何を指してそう言われるのかですね。

それから最後に、「真の部落問題解決への」という表現ですが、真の部落問題解決というのはどういうことを指しておられるのかですね。そういう言葉なりそういう表現がなければ、イコールそれはないということにはならないと思うのですが、

そういう実態というものを表現する言葉なり、そういうものを解決しようという事業施策は事実でありますから認め、そういう実態的なものをこういう行政上の施策という表の言葉から消し去ることが、よりそういうことが見えにくくなって、実態的なそういう問題が解決していかないと逆に思うのです。そういうことについてどのような御見解をされているか、そのことをお尋ねしたいと、そのように思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 4点にわたっての御質問にお答えをしまいたします。順不同になることはお許しをいただきたい。まず、最初にお断りを申し上げておきます。

まず、垣根を取り払うという意味のことでありますが、御案内のように、同和行政を進めていく上で行政が地区を指定いたしまして、同和地区と地区外、これを隔てる行政上の垣根をつくったわけでありまして、そのことを取り払って、真に部落内外の皆さんがわだかまりなく交流し合う、こういう状況をつくり出すこと、これが3つ目の御質問であります真の部落問題の解決、これにもつながっていく。

冒頭書いておりますように、部落問題の解決とは、旧身分のいかに問わず、すべての人間の平等、同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論、差別的な言辞を弄することが恥ずかしくなるような民主的な社会をつくり上げていく。このことが部落問題解決の到達点である、こういうふうに認識をしている次第でございます。

それからもう1つ、行政上の施策、これを後景に追いやることが、むしろそのことによって実態はなくなるのではないか。小山議員も質問の中で認めておられたというふうに思うんですが、既に泉南市が1994年、そして1998年、2度にわたって地域の実態調査を行っています。この結果、既に環境改善を初めとした部落差別にかかわる実態、これは大きく解消に向けて前進をしています。

例えば、健康上の問題、それから住宅にかかわ

る問題、そして最も同対審答申の中で越えがたい垣根と言われた結婚問題。1995年以降の部落内外の結婚の事実は、両性が部落の中で結婚されておる実態というのは、わずか10%にしかすぎません。90%の皆さんは、1995年以降に限っていえば、偏見を越え、内外の垣根を越えて結婚合意をされております。

まさにそういう実態の中で、もう行政が恣意的に同和行政を進めていく、こういう必要はなくなっている。実態はなくならないどころか、もう既に環境を初めとした、先ほど申し上げました幾つかの事例で、大きく解消に向かって前進をしている。

これは国もそのことを認め、もう同和行政にかかわる時限立法を廃止する。これは97年度末をもって法が廃止され、そして残事業も平成13年度末をもって廃止をされます。そして、総務庁もそれに対して、さらに行政がそのことを進めていくための指導を行っているところでございます。

そして、運動の評価、最後になりましたが、私は正しく差別を解消していく、そして差別の実態を反映した環境の改善に正しく運動が取り組んでいく、このような正しい運動、公正な運動については大いに評価するところであります。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。声を出してくださいよ。

3番（小山広明君） 今、和気議員がおっしゃられたのは、唯一なくなったという証明として、結婚の形態の問題を取り上げました。つまり10%が部落の中だけ同士の結婚で、90%が部落と部落の外の方の結婚だと、そういう実態があるということを言われたわけですが、私がいただいておる実態調査なり、これは意識調査という資料があるわけですが、ほとんど意識が変わってないんですね、この行政が出した資料においても。

そういう点で、例えば結婚している方のみを対象ということでの調査でも……。学校教育の問題で、同和教育が行われていますが、どのようにお考えでしょうかという設問の中で、これは1991年の統計と、それから1998年の統計があるんですが、例えば同和問題を正しく教えることは

よいことだということについて、むしろよいことだと思える人が減ってくるわけですね、例えば48.9%というように。これは91年がそうなんですね。99年になりますとこれが5ポイント以上上がりまして43.3に減っておったりですね。

意識面からいえば、変わってないというよりも、統計のとり方もあるんでしょうけれども、むしろ教えることはよいことだと思っておられる方が減っていると、そういう統計も出ておりますし、結婚の場合でも、例えば結婚することに対する考え方ということで、両親や親戚が家族の縁談に差し支えがあるなどと言ってあなたが説得しても強く反対した場合はどうなされますかというもので、これは先ほど言った前の91年でいえば、両親や親戚の反対を押し切ってでも結婚するという方が68.9%あったのに、98年では56%に下がっているわけですね、数字的に。

だから、私がいつも懸念するのは、部落問題、同和問題というのは部落の中における運動として起こって、あなたも評価するようにそこが運動の中心を引っ張って、今日のあからさまな人の前で部落を差別するようなことは言われないようになったことは大変評価をしておりますし、当然だと思えます。

しかし、部落問題は国民的課題、市でいえば市民的課題だと言っても、市民の多くはそういうことを具体的に必要性を感じるというのは、なかなかそういうチャンスはないわけですし、あなたが言うこの統計の中でも、自分が被差別体験を受けたことを縁として差別問題に関心を持っていくというのが1つ流れとしてあるということですから、社会に生きとっているんな差別を受けたときに、受けた人間の苦しみというのは、そこで共有するということはあるんですが、なかなか部落差別の問題を普通に市民で生きてるときに自分の課題になるということはない。

そういうときに、こういう同和事業なり部落問題というのは、行政の方から表現としても消えてしまえば、ほとんど知らないという形でいくのではないのでしょうか。知らないことは大変問題なんで、そこからやはり部落は怖いよとか、そういうことが注入されると、それに批判力がないわけで

すから、それを持っていくということで、この資料の中にもいろいろそういう部落に対しての言葉を小学生時代に聞いたというようなことも統計に出ております。

やっぱり知らないということ、それから表現でないということと実態の差別がないということは全然別問題なんで、和気さんもよく議論されると僕は思うんですが、いわゆる文字から削除すればもうそれはないんだというのは、かつて日本の宗教団体の長が外国に行って、日本には部落問題はないんだと、そういうことを言っているんな問題になったんですが、ないと言えば、実態も即イコールなくなるのであればそれでいいですけども、そうじゃなしに、やはり実態がなくなるということが先にあって、そしてそういう制度がなくなっていくんだったらそれでいいんですが、私は和気議員が言うように、ないということに立つとから、ある意味私からいけば強引にそういう主張をされてくるんでしょうけども、全くこういう意識からいってもなくなっていないという問題をあなたはどう感じるのか。知らないということと実態がないということと、どういうふうにはあなたは結びつけられるのかをお示しをいただきたいと思いません。

それから、お答えになってないんですが、このわだかまりをなくすというのは、特にあそこは部落だよという形で差別してきた歴史があるわけでしょう。決して被差別部落の中から我々は部落民だというようなことは、むしろ隠してきた歴史があるわけでしょう。そういう点では、そのわだかまりなり垣根はだれがつくったのか。だから、実態的にだれがつくったのか。あそこは部落だよというのはだれが言うんですか。部落の人が言うんですか。そうじゃないでしょう。やっぱり社会の部落に関係ない方があそこは部落やと言われると、何かそれが特別な地域のように思ってしまったところに、垣根というのはむしろ被差別部落の方たちがつくったわけじゃないのは当然でしょう。それぐらいわかるわけですから、このお互いにわだかまりをとりましょうとか、垣根をなくしましょうと何ぼ部落の外から言っても、それはちょっと有効性を持たないんじゃないでしょうか。真に

我々は、そういう垣根なりわだかまりをとるのはだれの課題なのかということをおあなたはどう感じるのか、お答えがきちっとになってないのでね。そらすべての人間は平等だと何ぼ百遍叫んだって、そんな平等な社会ができることがないことはあなたもよく知っておるわけで、そういうことをきちっともう少し御答弁いただきたいと思います。

それから、正しい同和事業とか啓発はいいんだと。正しいとか正しくないとかというのは、やっぱり実際の行為の中であるんであって、そういう願いまでも否定する必要はないと思うんですね。そら実際何かをやるうと思えば、いろんなゆがみの中で問題が出るだろうと思いますけども、そういう問題が起こるもとそのものを私は取り消す必要はないと思うんですね。

だから、今のあなたが言う同和事業なり、市のやっていることにもし間違いがあるというのであれば、それを正していくべきであって、同和事業なり同和教育そのものを否定するというのは、いささか私は問題を持つんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） まず、結婚問題についてであります。私はいろいろまだ意識の中に残っているものはある、こういうふうには思いますが、現に行為としてあらわれた通婚の問題では、泉南市同和地区生活実態調査、98年、平成10年に市が実施した調査であります。この126ページ、総数667、そのうち1995年以降に結婚された方が29、そのうち夫婦とも同和地区という結婚はわずか10.3%になっている。この泉南市における実態調査の結果に基づいて、私は報告をさせていただきました。

そして、もう1つ、同和行政はいわゆる差別に向かって大きく前進している、こういうふうに言っているのは、私個人の見解ではありません。国では総務省を筆頭に、だから他の行政区、高知県でも最近県挙げて同和行政の終結、これに伴う行政の課の廃止、こういうこともやりました。まさに法が期限切れを迎えている今、同和行政は終結の方向に大きく進んでいる、こういうことを私は全体的な今の行政の中で申し上げているわけで

ざいます。

そして、もう1つ地区の問題ですが、事業を行うために、その特別措置の対象を確定するために特定の地域を同和地域と指定し、その地域に事業や施策を重点的に実施する特別対策を進めてまいりました。これは不可避的に避けられないものとして、同和地区を周辺地域から分離、隔離する性格を本来的に持っていると思います。

ですから、同和対策を一定期間以上にわたって継続、実施することは、同和地域を周辺地域から行政的に隔離、分離して固定化することにつながり、同和地区内外を分け隔ててきた垣根を取り除いて、社会的交流を促進させるどころか逆にそれを妨げ、同和問題の解決に逆効果をもたらすことになる、私はこのように考えております。

行政がつくった垣根、これは速やかに今取り払って、差別解決に向けてその地域が民主的に何のわだかまりもなく交流し合える状況をつくり出す、このことが求められているのではないかと考えています。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） あなたが今説明されましたが、これは99年の意識調査をもとに私は議論をしとるんで少しずれるかもわかりませんが、先ほど言ったような91年のときと今回の99年の意識の中で、やはり絶対に結婚するというに反対するという人の意識、また親として反対だが、子供の意思が強ければ仕方がないという、こういう方が半分占めておることは、むしろふえとる傾向があるわけですね。

そういうことで、和気議員の1つなくなっておる——そらなくなっておれば、そんなもんとれと言わなくても実態ないわけですから、別に弊害はないですし、あそこが被差別部落だということがあったところで、だからそれで差別心が起こってくるわけじゃない。それは黒人差別にしても女性差別にしても、はっきり女性とか黒人とかおるわけですから、だからといって彼らに対して差別をしなければ、別にそれは何の問題もないわけでしょう。

だから、そういう行政上同和事業をするために、

そら1つのエリアを固定しなかったら、そこだけは国から特別の補助金が出て、地方自治体に財政負担をかけないような政策をするわけですから、そういう指定をしなければ、同和事業というのはできないのは和気議員も御存じだと思うんですが、そういうふうに勝手に行政が決めたんではなしに、それは地域の方との話し合いの中で、ある意味で自分たちからここは垣根だよということは、なかなか差別社会の中では言えないわけですから、そういうことをあえてここは被差別部落だということの名乗らないと、政策が受けられないという苦しい選択を迫ったのがいわゆる同和地域という1つの地域指定なんですね。

全国でもそういうことを言うことによって、まだ力関係の中で圧倒的にやっぱりそういう地域を名乗れずに、しかも同和事業も受けられない。しかし、そういう社会的な格差のある中で、地方自治体でみずからそういう事業を一般施策としてやってきておる地域はいっぱいあるのは、想像つくと思いますね。

そういう点からいえば、やはりこの運動というのは大きな意味を持っておったし、そう簡単に部落外の人たちが部落に対する偏見なり考えを改めるようなことは、そうあなたが言うように簡単でない。むしろそういうハードな事業については強制的にやるでしょうけど、むしろあなた方が言う逆差別と言うときに、同和事業というのは何も同和地域をよくしたらいいという事業じゃないわけですね。やっぱりその地域全体の社会整備をしていくということが大きな同和事業の目的でしょう。

そういうことに広げていって、何であそこだけよくなるんだということをおおるような言い方というのは、やはり地域における問題点を地域住民同士でけなし合うような構造を助長するんじゃないでしょうか。むしろ、例えば同和事業で行った公共事業と、従来まだ公共事業が整備されておらないところの問題をあぶり出して逆差別だと。あそこがよくなったからこっちがよくなるんだというような、私からいえば扇動的な言い方というのは、圧倒的にやはり数の多い部落外の人たちの思いを何かくすぐるような言い方というのは、

私は問題だと思います。

議長（奥和田好吉君） 小山君に申し上げます。質疑ですので、もう少しまとめてやってください。3番（小山広明君） はい。そういうことで、私は和気議員がここで提案されておることについては、やはり真の部落問題、同和事業というのは一体どういうことをしたらいいのか。ただそういう同和事業をなくしたらいいということではないと思うんでね。まだ現実にあなたが認めるように、意識の中にはあると思いますということですから、意識が意識の中にとどまっておいてくれればそれでいいんだけど、意識というのは必ず形を持つというのは当たり前なことなんで、そういう点で単に今の同和事業を廃止せえと、地域指定をやめろと。地域指定をやめれば同和事業はできないわけですから、ある意味で。

そういう点で、和気議員の真の部落解放の考え方みたいなことをきっちり示していただいて、本当に被差別部落の人たちが理解できるような運動を展開していただきたいというように思いますので、最後でございますから、その点についてきちんとお答えをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私は明確にきっちりと小山議員の質問に——余りあなたというような言い方はちょっと抵抗があるんですが、私はあえて議員と言います、あなたを議員と。対等な関係で呼びたいと思います。何かあなたと言われると、ちょっと抵抗を持ちます。私は和気議員ということでこの場に存在しておりますので。あなた、あなたと何回も言われますので。

それで、私は実態を具体的に披瀝を申し上げました、実態調査に基づいて。あなたは意識の問題をとらえた。そして、意識の問題をとらえて言われた、小山議員は、申しわけない。（小山広明君「それでいいですよ、私は何も腹立たんから」と呼ぶ）いや、私はそうではないと思ってますので訂正いたします。

そういうことで、意識の問題はそれが表に行方として出た場合に私は差別だというふうに思います。みんな内心の中には、自由に物を考え、1つの思想を持っています。これをどうすることもで

きない。これはまさに基本的人権に通ずるものであるからであります。結婚の問題、まさに行為として具体的に通婚が95年以降では90%にわたって進んでいる。まさに、これこそ差別が解消に向かって大きく前進している証拠ではないだろうかというふうに思います。

それから、もう1つ、同和行政というのは、基本的にはそのおくれた地域、この環境を改善するために、一般行政ではできないことを補完する役割として時限的に設けられた立法措置に基づいて進められてきたわけでありまして。だからこそ地域を区切って、地域を指定して、おくれた地域の環境改善をやってきたわけでありまして。

これは行政が同和行政を進めるためにつくった地区指定であります。当然、そのことは小山議員もおわかりだろうというふうに思います。私は、行政がつくった垣根、これこそ今取り払って、内外の交流が促進し、差別的な言辞を弄することが恥ずかしいような民主的な社会をつくり上げていくこと、これが帰結したときにこそ部落差別は完全に解消された、こういうふうに考えています。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 何度目かになる同和行政終結宣言についての案件に反対の立場で討論させていただきますが、和気議員が9割の人が部落の外の方との結婚があるということを表明されましたが、私の手元にあるこれ、92年ですから古いのかもわかりませんが、ここでは夫婦とも同和地域の生まれというのは44.1%、それから夫は同和地域、妻は地域外というのは23.7%、こんなに大きくは、あなたが言うように9割もそういう状態で私はないと思いますし、先ほども意識の問題で議論させていただきましたけれども、意識があるうちはやはり外に形が出るわけでありまして、そこに入り込む問題として大変解決が難しい問題であることは、当然であります。

そういうものが単に圧倒的多数の場に依拠して

やるような和気氏の提案、基本的な姿勢については、私は大変危惧を持ちますし、それでいいのかなということをつくづく思います。できるならば——できるならばですが、そういう部落の中に入られて、民主主義的なことできちっとそこでの多数形成をして、十分その人たちの理解のもとにそういうものをしなければならぬのは、同和事業がそういう被差別部落の人たちの運動を出発点として、今日まで取り組んできたわけでありますから、そういう人たちの理解を得ることをまず第一にして、部落の外にある人たちの意識をくすぐるような今のやり方については、いたずらに対立を持ち込んで、私はゆがんだ形で差別問題が動いていくことを大変危惧するわけであります。

そういう点で、私は部落問題を一般施策に移行してなお一層進化する形で進めていくという今の行政を初めとした国の姿勢については、むしろ同和問題の社会化ではないかと。そういう点では、先ほど言いましたように一人一人が部落問題を自分の問題として考えなければならぬことになったのであって、これまでのように部落問題は被差別部落の人たちの運動だ、そういうように思っておった我々の中にも大きな反省をしなければならないと思います。

一人一人があなたにとっての部落問題はどうか、私は全く関係がないというのかどうか、そういうことがこれから問われてくる問題だと思いますから、あなたの言う同和行政終結宣言については、やはりもっと発展的な、今までの間違いをあなたなりに分析するのであれば、そういうものを指摘した上で部落問題の解決に向けて、もっときちっとした運動提起、問題提起をしていただくの方が、私はより建設的な議論が深まっていくのではないかと思います。

そういう点で、何回もこういうものを出してくるところに、私はむしろ政治的な意味を感じてなりません。こういうものは政治的な問題を中心にして取り上げるのではなしに、本当に一人一人のひだに入るような、そういうかわりこそが、私は今求められておるのではないかと思います。

決して今の行政がやっている同和施策に私は賛成する者ではありませんけれども、同時にあなた

方の言う同和行政というものさえなくなればそれで同和問題がなくなったんだというように短絡していくあり方についても、それ以上に私は同意できないということで、各議員の皆さんの御賛同をよろしく願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議員提出議案第5号は、否決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、私より一言理事者に対しお願いを申し上げます。今定例会において可決されました新年度予算を初め各議案については、これが執行に当たっては適正なる執行を図られんことをお願い申し上げます。

これをもちまして平成13年第1回泉南市議定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午後8時50分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男